

大縮尺地形図図式

図

式

大縮尺地形図図式

第1章 総 則

第1節 総 則

(目 的)

第1条 この図式は、公共測量作業規程第73条及び第263条に基づき、1/500及び1/1,000（数値地形図にあっては地図情報レベル500及び1000）の大縮尺地形図の調製について、その表示する事項及び地形、地物等の表示方法、その他記号の適用等の基準を定め規格の統一を図ることを目的とする。

(大縮尺地形図の性格)

第2条 大縮尺地形図とは、河川、道路、ダム等の計画、管理及び土木工事のために使用する大縮尺の地形図をいう。

第2節 表示の原則

(表示の対象)

第3条 大縮尺地形図に表示する対象は、測量作業時に現存し、永続性のあるものとする。ただし、次に掲げる事項は、表示することができる。

- (1) 建設中のもので、おおむね1年以内に完成する見込のもの。
- (2) 永続性のないもので、特に必要と認められるもの。

(表示の方法)

第4条 大縮尺地形図への表現は、地表面の状況を縮尺に応じて正確詳細に表示する。

- 2 表示する対象は、それぞれの上方面からの正射影（以下「正射影」という。）で、その形状を表示する。ただし、正射影で表示することが困難なものについては、正射影の位置に定められた記号で表示する。
- 3 特定の記号のないもので、特に表示する必要がある対象は、その位置を指示する点（以下「指示点」という。）を表示し、名称、種類等を文字により表示する。

(表示事項の転位)

第5条 大縮尺地形図に表示する地物の水平位置の転位は、原則として行なわない。

(地図記号及び文字の大きさの許容誤差)

第6条 大縮尺地形図に表示する記号及び文字の大きさの許容誤差は、表現上やむを得ないものに限り定められた大きさに対して図上 $\pm 0.2\text{mm}$ 以内とする。

(線の区分)

第7条 大縮尺地形図に表示する線の区分は、次の表に定めるとおりとする。

線 号	線の太さ	備 考
1号	0.05mm	線の太さの許容誤差は、各線号を通じて $\pm 0.025\text{mm}$ とする。
2号	0.10mm	
3号	0.15mm	
4号	0.20mm	
6号	0.30mm	
10号	0.50mm	

第2章 地図記号

第1節 通則

(地図記号)

第8条 地図記号とは、対象物を大縮尺地形図上に表現するために規定した記号をいい、境界等、交通施設、建物等、小物体、水部等、土地利用等及び地形等に区分する。

第2節 境界等

(境界等)

第9条 境界等は、境界及び所属界に区分する。

(境界)

第10条 境界とは、行政区画の境をいい、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界、町村・指定都市の区界、大字・町界・丁目界及び小字界に区分して表示する。

(所属界)

第11条 所属界とは、島等の所属を示す線をいい、用図上必要がある場合に表示する。

(未定境界)

第12条 未定境界とは、第10条に規定するもののうち、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界及び町村・指定都市の区界で未定であることが明らかな境界をいい、関係市町村間で意見の相違がある境界を含む。

2 未定境界は、これを表示しない。

第3節 交通施設

(交通施設)

第13条 交通施設は、道路、道路施設、鉄道及び鉄道施設に区分する。

(道路)

第14条 道路とは、一般交通の用に供する道路及び私有道路をいい、真幅道路、徒歩道、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路に区分して表示する。

2 真幅道路、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路は、その正射影を表示し、徒歩道は、正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。

(道路施設)

第15条 道路施設とは、道路と一体となってその効用を全うする施設をいう。

(鉄道)

第16条 鉄道とは、鉄道事業法及び軌道法に基づいて敷設された軌道等をいう。

2 鉄道は、軌道間の正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。

(鉄道施設)

第17条 鉄道施設とは、鉄道と一体となってその効用を全うする施設をいう。

第4節 建物等

(建物等)

第18条 建物等は、建物、建物に付属する構造物及び建物記号に区分する。

(建物)

第19条 建物とは、居住その他の目的をもって構築された建築物をいい、普通建物、堅ろう建物、普通無壁舎及び堅ろう無壁舎に区分して表示する。

2 建物は、射影の短辺が実長1 m以上のものについて、その外周の正射影を表示することを原則とする。

(建物の付属物)

第20条 建物の付属物とは、門、屋門、たたき及びプールをいう。

(建物記号)

第21条 建物記号とは、建物の機能を明らかにするために定めた記号をいう。

- 2 特定の用途あるいは、機能を明らかにする必要のある建物には、注記するのを原則とする。
- 3 建物規模が小さいもの及び市街地等の建物の錯雑する地域において、注記により重要な地物を抹消する虞のある場合には、定められた記号によって表示する。
- 4 大きな建物の一部にある郵便局、銀行等のうち、好目標となるもので必要と認められるものは、指示点を付して表示する。
- 5 建物記号の表示位置等は、次による。
 - (1) 建物の内部に表示できる場合は、中央に表示する。
 - (2) 建物の内部に表示できない場合は、指示点を付しその上方に表示することを原則とし、表示位置の記号を間断することが適当でない場合は、その景況に従い適宜の位置に表示することができる。
 - (3) 建物記号は、図郭下辺に対して直立するように表示する。

第5節 小物体

(小物体)

第22条 小物体は、公共施設及びその他の小物体に区分する。

(公共施設)

第23条 公共施設とは、電柱及びマンホールをいう。

- 2 電柱は、その支柱中心が記号中心と一致させて表示し、有線方向を10mm表示する。このとき、有線方向は、架設されているものすべてについて表示する。
- 3 支線及び枝線は、原則として表示しない。
- 4 マンホールは、共同溝、ガス、電話、電力、下水及び上水は、それぞれの記号で表示し、それ以外のものについては、公共性、規模等を考慮して、未分類を用いて表示する。

(その他の小物体)

第24条 その他の小物体とは、形状が一般に小さく、定められた記号によらなければ表示できない工作物をいう。

- 2 その他の小物体は、原則として好目標となるもので、地点の識別と指示のために必要なもの及び歴史的・学術的に著名なものを表示する。
- 3 その他の小物体の記号は、特に指定するものを除き、その記号の中心点又は中心線が当該小物体の真位置にあるように表示する。
- 4 小物体記号は、特に指定するものを除き、図郭下辺に対して直立するように表示する。
- 5 定められた記号のない小物体は、その位置に指示点を付し、これにその名称又は種類を示す注記を添えて表示する。

第6節 水部等

(水部等)

第25条 水部等は、水部及び水部に関する構造物等に区分する。

(水部)

第26条 水部は、河川、細流、かれ川、用水路、湖池、海岸線、地下水路及び低位水がい線に区分する。

(水部に関する構造物等)

第27条 水部に関する構造物等とは、水がい線に付属するダム、せき、水門、防波堤等の構造物をいい、渡船発着所、滝、流水方向を含む。

第7節 土地利用等

(土地利用等)

第28条 土地利用等は、法面、構囲、諸地、場地及び植生に区分する。

(法面)

第29条 法面とは、切土あるいは盛土によって人工的に作られた斜面の部分をいう。

(構囲)

第30条 構囲とは、建物及び敷地等の周辺を区画する囲壁の類をいう。

(諸地)

第31条 諸地とは、集落に属する区域の中で、建物以外の土地をいい、空地、駐車場、花壇、園庭、墓地及び材料置場に区分して表示し、区域界を含む。

2 区域界とは、諸地及び場地等のうち特に他の区域と区分する必要がある場合で、その区域が地物縁で表示できない場合に適用する。

3 建設中の区域は、区域界で表示する。

(場地)

第32条 場地とは、読図上他の区域と区別する必要がある城跡、史跡、名勝、天然記念物、温泉、鉱泉、公園、牧場、運動場、飛行場等の区域をいう。

2 場地は、その状況に応じて区域界及び場地記号又は注記により表示する。

3 場地記号は、区域のおおむね中央に表示するのを原則とする。ただし、特に指定する主要な箇所がある場合には、その位置に表示する。

4 場地等記号は、図郭下辺に対して直立するように表示する。

(植生)

第33条 植生とは、地表面の植物の種類及びそのおおわれている状態をいい、植生界、耕地界及び植生記号により表示する。

2 植生の表示は、その地域の周縁を植生界等で囲み、その内部にそれぞれの植生記号を図郭下辺に対して直立するよう表示する。

3 既耕地の植生記号は、植生界、耕地界及び地物で囲まれる区域の中央部に一個表示する。ただし、一個では植生の現況が明示できない場合にはその景況に応じて意匠的に表示することができる。

4 未耕地の植生記号は、図上4.0cm×4.0cmにおおむね2～4個をその景況に応じて意匠的に表示する。

第10節 地形等

(地形等)

第34条 地形等とは、地表の起伏の状態をいい、等高線、変形地、基準点及び数値地形モデルに区分する。

2 地形の起伏は等高線によって表示することを原則とし、等高線による表現が困難又は不適当な地形は変形地の記号を用いて表示する。

(等高線)

第35条 等高線は、計曲線、主曲線、補助曲線、特殊補助曲線及びそれらの凹地曲線に区分して表示する。

(変形地)

第36条 変形地とは、自然によって作られた地表の起伏の状態をいい、土がけ、雨裂、急斜面、洞口、岩が

け、露岩、散岩及びびさんご礁に区分して表示する。

(基準点)

第37条 基準点は、電子基準点、三角点、水準点、多角点等、公共電子基準点、公共基準点（三角点）、公共基準点（水準点）、公共基準点（多角点等）、その他の基準点、標石を有しない標高点及び図化機測定による標高点に区分して表示する。

2 標高数値の表示は、水準点及び公共基準点（水準点）は、小数点以下第3位までとし、電子基準点、三角点、多角点等、公共基準点（三角点）、公共電子基準点、公共基準点（多角点等）、その他の基準点及び標石を有しない標高点は、小数点以下第2位までとし、図化機測定による標高点は、小数点以下第1位までとする。

3 基準点の表示密度は、等高線数値を含めて図上10cm×10cmに10点を標準とする。

(数値地形モデル)

第38条 数値を用いた地形表現をいう。

第12節 地図記号の様式

(地図記号の様式)

第39条 地図記号の様式及び適用は、次の表による。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
境界	境界	1101	都府県界			6	○	○
		1102	北海道の支庁界			6	○	○
		1103	郡市・東京都の区界			6	○	○
		1104	町村・指定都市の区界			6	○	○
		1106	大字・町・丁目界			4	○	○
		1107	小字界			4	△	△
		1110	所属界			6	○	○
交通施設	道路	2101	真幅道路 (街区線)			3	○	○
		2103	徒歩道			6	○	○
		2106	庭園路等			3	○	○
		2107	トンネル内の道路			3	○	○
		2109	建設中の道路			2	○	○
		道路施設	2203	道路橋 (高架部)			6 3	○
2204	木橋				3	○	○	

凡例 ○…原則として適用。 ×…原則として適用しない。 △…特記仕様書による。

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	地方自治法に定める行政区画等の境をいう。異なる境界記号が重複する部分の優先順位は分類コードの小さい順とし、関係市町村で確定されていない境界は表示しない。
○	○	○	○	
○	○	○	○	
○	○	○	○	
○	○	○	○	大字界、町界及び丁目界については、区域が明確なものについて表示する。
△	△	△	△	小字界については、区域が明確なものについて表示する。 「特記仕様書」による。
○	○	○	○	島等で所属を示す必要のある場合で、それぞれの所属が読図できる程度に表示する。
○	○	○	○	幅員（路肩から路肩まで）を縮尺化して表示する道路で、1/500図ではすべての道路、1/1,000図では0.5m以上の道路を表示する。
○	○	○	○	幅員が0.5m未満の道路をいう。土堤上の上ものは表示しない。
○	○	○	○	公園内の道路、工場敷地内の道路、墓地内の道路、陸上競技場の競争路、飛行場の滑走路等のような特定の地区内における道路で、幅員が1/500図で0.5m、1/1,000図で1.0m以上のものを表示する。
○	○	○	○	道路の地下部をいい、その経路（道路縁）を表示する。
○	○	○	○	現在建設中の道路をいい、道路敷の外縁を表示し、路線のおおむね中央又は端末部分に（建設中）の注記を添えて表示する。測図完了時までに通見込みのものは完了時の道路で表示する。
○	○	○	○	鉄・コンクリート製の橋をいう。高欄・橋脚部分は真形を表示する。
○	○	○	○	木製の橋をいい、被開部は記号として表示する。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
交通 道路 施設	道 路 設 施	2 2 0 5	徒 橋			6	○	○
		2 2 0 6	棧道橋			6 3	○	○
		2 2 1 1	横断歩道橋			3	○	○
		2 2 1 2	地下横断歩道			3	○	○
		2 2 1 3	歩 道			3	○	○
		2 2 1 4	石 段			3	○	○
		2 2 1 5	地下街・地下鉄等 出入口			3	○	○
		2 2 1 9	道路のトンネル			3	○	○
		2 2 2 1	バ ス 停			3	○	○
		2 2 2 2	安全地帯			3	○	○
		2 2 2 6	分 離 帯			3	○	○
		2 2 2 7	駒 止			6	○	○
		2 2 2 8	道路の雪覆い等			3	○	○

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	徒歩橋をいい、被開部は記号として表示する。
○	○	○	○	斜面を通過する道路で、橋桁の一侧が斜面に接し、反対側が橋脚になっている部分をいう。被開部は記号として表示する。
○	○	○	○	人、自転車等が道路又は鉄道を横断するために構築された歩道橋をいう。
○	○	○	○	人、自転車等が道路又は鉄道を横断するために構築された地下道をいい、経路の明確なものを表示する。
○	○	○	○	歩道の幅員が図上0.6mm以上のものについて表示し、その端末は現況により閉塞する。
○	○	○	○	図上の長さがおおむね2.0mm以上のものを表示し、幅員が図上0.5mm以下のものは省略することができる。競技場等で屋根のない階段状の観覧席等は、これに準じて表示する。
○	○	○	○	地下街、地下鉄等への出入口をいい、外周部を表示し、階段部として3段表示する。建物内部にある出入口は表示しない。
○	○	○	○	道路の地下部への出入口をいう。建設中のトンネルは出入口が明確な場合に表示する。
○	○	○	○	道路上あるいは歩道上に設けられたバスの停留所をいう。
○	○	○	○	道路上あるいは駅前広場等に設けられた安全地帯（安全島）をいう。
○	○	○	○	道路上に設けられた分離帯をいう。
○	○	○	○	道路上に設けられたコンクリート製のブロックをいう。
○	○	○	○	雪崩又は落石等を防ぐために道路上に設置されたものをいう。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
交通 通路 施設	道	2 2 3 1	側溝 U字溝無蓋			3	×	×
		2 2 3 2	側溝 U字溝有蓋			3	×	×
		2 2 3 3	側溝 L字溝			3	×	×
		2 2 3 4	側溝地下部			3	×	×
		2 2 3 5	雨水樹			3	×	×
		2 2 3 6	並木樹			3	×	×
		2 2 3 8	並木			3	○	○
		2 2 3 9	植樹			3	○	○
		施設	2 2 4 1	道路情報板	A		3	×
	2 2 4 2		道路標識 案内	甲		3	×	×
	2 2 4 3		道路標識 警戒	↑		3	×	×
	2 2 4 4		道路標識 規制	↑		3	×	×
	2 2 4 6		信号灯			3	×	×
	2 2 4 7		信号灯 専用ボールのないもの			3	×	×
	2 2 5 1		交通量観測所	⊖		3	×	×
	2 2 5 2		スノーポール	Ⓢ		3	×	×

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	×	×	道路縁に設けられた無蓋のU字溝等をいう。
○	○	×	×	道路縁に設けられた有蓋のU字溝等をいう。
○	○	×	×	道路縁に設けられたL字溝等をいう。
○	○	×	×	道路縁に設けられたU字溝等の地下部をいう。
○	○	×	×	道路縁に設けられた側溝に付随して設置された雨水等の集水枿をいう。
○	○	×	×	植樹保護のコンクリート製の枿または枿をいう。
○	○	○	○	道路等に沿って整然と植樹された樹木等をいう。
○	○	○	○	街路樹、芝地等の植栽をいう。
○	○	×	×	道路法に規定する道路情報板を取得する。種類を示す注記を併記する。
△	△	×	×	道路管理者が設置する道路標識をいい、案内、警戒及び規制に区分して取得する。「特記仕様書」による。
△	△	×	×	
△	△	×	×	
○	○	×	×	専用ポールのある信号灯をいう。
○	○	×	×	電柱、横断歩道等に設置されている、専用ポールを持たない信号灯をいう。
○	○	×	×	交通量を常時観測している施設をいう。
△	△	×	×	積雪時に道路縁を認識できるように設置されているポールをいう。「特記仕様書」による。

大分類	分類	分類コード	名 称	記 号		線号	一 般	
				1/500	1/1000		500	1000
交通施設	道路施設	2 2 5 3	カーブミラー			3	×	×
		2 2 5 5	距離標 (km)			3	×	×
		2 2 5 6	距離標 (m)			3	×	×
		2 2 6 1	電話ボックス			3	○	×
		2 2 6 2	郵便ポスト			3	○	×
		2 2 6 3	火災報知器			3	○	○
	鉄道施設	2 3 0 1	普通鉄道			6	○	○
		2 3 0 2	地下鉄地上部			6	○	○
		2 3 0 3	路面電車			10	○	○
		2 3 0 4	モノレール			10	○	○
		2 3 0 5	特殊鉄道			6	○	○
		2 3 0 6	索道			3	○	○
2 3 0 9		建設中の鉄道			3	○	○	

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
△	△	×	×	交差点又は屈曲路等に設置されている確認鏡のうち公的なものをいう。「特記仕様書」による。
○	○	×	×	起点からのkm単位の追距離を示す標識をいう。距離数を併記する。
○	○	×	×	起点からの0.1km単位の追距離を示す標識をいう。距離数を併記する。
○	×	○	×	独立した電話ボックスをいう。
○	×	○	×	独立した郵便ポストをいう。
○	○	○	○	独立した火災報知器をいう。
○	○	○	○	鉄道事業法又は軌道法に基づいて運行されている鉄道で、特殊軌道及び索道を除いたものを表示する。工場等における引き込み線、駅構内又は操車場における側線は、本線と同じ記号で表示する。
○	○	○	○	地方公共団体及び営団が管理する地下高速鉄道の路線のうち、軌道が地上部に出ているものをいう。
○	○	○	○	路面の鉄道とは、道路上に線路を敷設した鉄道で、主として路面上から直接乗り降りできる車両が運行される鉄道をいう。
○	○	○	○	車両が一本の軌道桁に跨座し、または懸垂して走行するものをいう。
○	○	○	○	鋼索鉄道、普通鉄道と接続しない工場等特定の地区内の軌道及び採鉱(石)地と工場等を結ぶ専用軌道をいう。
○	○	○	○	空中ケーブル、スキーリフト、ベルトコンベヤー及びこれらに類するものをいい、大規模なものは説明注記を添えて表示する。
○	○	○	○	現在建設中の軌道等をいい、測図完了時までには開通見込みのものは、完了時の鉄道で表示する。鉄道敷の外縁を鉄道とし、路線のおおむね中央部又は工事部分の端末に(建設中)の注記を添えて表示する。廃棄路線も同様に注記する。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
交通	鉄道	2 3 1 1	トンネル内の鉄道 普通鉄道			6	○	○
		2 3 1 2	地下鉄地下部			6	○	○
		2 3 1 3	トンネル内の鉄道 路面電車			10	○	○
		2 3 1 4	トンネル内の鉄道 モノレール			10	○	○
		2 3 1 5	トンネル内の鉄道 特殊鉄道			6	○	○
施設	鉄道	2 4 0 1	鉄道橋 (高架部)			6 3	○	○
		2 4 1 1	跨線橋			3	○	○
	施設	2 4 1 2	地下通路			3	○	○
		2 4 1 9	鉄道のトンネル			3	○	○
		2 4 2 1	停留所			3	○	○
		2 4 2 4	プラットホーム			3	○	○

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	普通鉄道の地下部分をいう。
○	○	○	○	地下鉄の地下部分をいう。
○	○	○	○	路面電車の地下部分をいう。
○	○	○	○	モノレールの地下部分をいう。
○	○	○	○	特殊鉄道の地下部分をいう。
○	○	○	○	鉄道橋及び鉄道の高架部は、その正斜影を表示する。図上の長さ15.0mm以上のものには記号としての半円を付す。
○	○	○	○	駅構内の鉄道を横断するために構築された橋をいう。
○	○	○	○	乗降客が鉄道を横断するために構築された地下道をいう。
○	○	○	○	普通鉄道及び特殊軌道のトンネルの出入口をいう。建設中のトンネルは出入口が明確な場合に表示する。
○	○	○	○	路面の鉄道の駅をいう。
○	○	○	○	駅構内で乗降用に足場を高くした構造物をいう。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
交通施設	鉄道施設	2425	プラットフォーム上屋			3	○	○
		2426	モノレール橋脚			3	○	○
		2428	鉄道の雪覆い等			3	○	○
建物等	建物	3001	普通建物			3	○	○
		3002	堅ろう建物			6	○	○
		3003	普通無壁舎			3	○	○
		3004	堅ろう無壁舎			6	○	○
	建物に付属する構造物	3401	門			3	○	○
		3402	屋門			3	○	○
		3403	たたき			3	○	○
		3404	プール			3	○	○

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	プラットフォーム上に建造された雨よけ等の屋根をいう。
○	○	○	○	モノレールの橋脚をいう。
○	○	○	○	雪崩又は落石等を防ぐために鉄道上に設置されたものをいう。
○	○	○	○	3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物をいう。
○	○	○	○	鉄筋コンクリート等で建築された建物で、地上3階以上又は3階相当以上の高さのものをいう。階層表示は「特記仕様書」による。
○	○	○	○	側壁のない建物、温室及び工場内の建物類似の建築物で、3階未満のものをいう。
○	○	○	○	鉄筋コンクリート等で建築された側壁のない建物及び建物類似の建築物で、地上3階以上又は3階相当以上の高さのものをいう。
○	○	○	○	石、コンクリート、れんが等でできた堅ろうな門柱を有するもので、特に構造の大きなものをいう。冠木門を含む。
○	○	○	○	建物の一部が道路に供されているものをいう。
○	○	○	○	玄関や土間等をしっくい、コンクリート等で固めたものをいう。
○	○	○	○	人工の遊泳施設をいう。ただし、屋内のものは除く。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般				
				1/500	1/1000		500	1000			
建築物等	建	3503	官公署			4	○	○			
		3504	裁判所			4	○	○			
	建物	建	3505	検察庁			4	○	○		
			3507	税務署			4	○	○		
		物	3508	税関			4	○	○		
			3509	郵便局			4	○	○		
		号	記	3510	営林署			4	○	○	
				3511	測候所			4	○	○	
			等	3512	工事事務所			4	○	○	
				3513	出張所			4	○	○	
				号	3515	交番			4	○	○

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	外国公館等を含む官公署をいう。
○	○	○	○	裁判所（支部を含む）をいう。
○	○	○	○	検察庁（支部を含む）をいう。
○	○	○	○	税務署（国税局を含む）をいう。
○	○	○	○	税関をいう。
○	○	○	○	普通郵便局、特定郵便局及び簡易郵便局をいう。
○	○	○	○	営林署（営林局、営林支局を含む）をいう。
○	○	○	○	測候所をいう。地方气象台等は注記とする。
○	○	○	○	国の機関（公団を含む）における工事事務所等をいう。
○	○	○	○	国の機関（公団を含む）における工事事務所等の出張所をいう。
○	○	○	○	交番、駐在所及び警備派出所をいう。記号を原則とする。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
建物	建物記号	3 5 1 6	消防署			4	○	○
		3 5 1 7	職業安定所			4	○	○
		3 5 1 8	土木事務所			4	○	○
		3 5 1 9	役場支所及び出張所			4	○	○
		3 5 2 1	神社			4	○	○
		3 5 2 2	寺院			4	○	○
		3 5 2 3	キリスト教会			4	○	○
		3 5 2 4	学校			4	○	○
		3 5 2 5	幼稚園・保育園			4	○	○
		3 5 2 6	公会堂・公民館			4	○	○
		3 5 2 7	博物館			4	○	○

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	消防署及びその出張所等消防器具を装備し消防署員が常時駐在する施設は、注記で表示するのを原則とし、消防分団等は記号で表示する。
○	○	○	○	職業安定所をいう。
○	○	○	○	地方公共団体における土木事務所、工営所等をいう。
○	○	○	○	市・特別区・町・村及び指定都市の区の役場、支所及び出張所をいう。
○	○	○	○	神道教会、神道教団等は、規模の大きなものについて注記で表示することができる。
○	○	○	○	
○	○	○	○	
○	○	○	○	学校教育法による学校（幼稚園、各種学校は除く）をいう。
○	○	○	○	神社、寺院、教会等に併設されたものは記号で表示することができる。
○	○	○	○	一般の利用に供されている公会堂及び公民館をいう。
○	○	○	○	一般の利用に供されている博物館をいう。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
建築物	記号	3 5 2 8	図書館			4	○	○
		3 5 2 9	美術館			4	○	○
		3 5 3 1	保健所			4	○	○
		3 5 3 2	病院			4	○	○
		3 5 3 4	銀行			4	○	○
		3 5 3 6	協同組合			4	○	○
		3 5 3 9	デパート			4	○	○
		3 5 4 5	倉庫			4	○	○
		3 5 4 6	火薬庫			4	○	○
		3 5 4 8	工場			4	○	○
3 5 4 9	発電所			4	○	○		

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	一般の利用に供されている図書館をいう。
○	○	○	○	一般の利用に供されている美術館をいう。
○	○	○	○	
○	○	○	○	病院、療養所、診療所及び医院等をいう。
○	○	○	○	銀行及び信用金庫（支店を含む）をいう。規模が大きく必要と認められるものは注記で表示することができる。
○	○	○	○	協同組合（農業協同組合、漁業協同組合、林業協同組合及び酪農協同組合）をいう。
○	○	○	○	30m ² 以上の売場面積を持つデパートをいう。（スーパーマーケットを含む）
○	○	○	○	専用に使用されているものについて表示する。大規模なものは注記する。
○	○	○	○	専用に使用されているものについて表示する。大規模なものは注記する。
○	○	○	○	工場をいう。
○	○	○	○	発電所をいう。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
建物等	建物記号	3 5 5 0	変電所			4	○	○
		3 5 5 2	浄水場			4	○	○
		3 5 5 3	揚水機場			4	×	×
		3 5 5 6	揚・排水機場			4	○	○
		3 5 5 7	排水機場			4	×	×
		3 5 5 9	公衆便所	W.C W.C I 2.0 	W.C W.C I 1.5 	4	○	○
		3 5 6 0	ガソリンスタンド			4	○	○
小物	公 共 施 設	4 1 0 1	マンホール (未分類)			3	○	○
		4 1 1 1	マンホール (共同溝)			3	○	○
		4 1 1 9	有線柱			3	○	○
		4 1 2 1	マンホール (ガス)			3	○	×
		4 1 3 1	マンホール (電話)			3	○	×
		4 1 3 2	電話柱			3	○	○
		4 1 4 1	マンホール (電気)			3	○	○

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	図上の送電線に接続しない小規模なものは、記号で表示する。変電所の鉄骨部分は、その外周を送電線の記号で囲んで表示する。
○	○	○	○	浄水場をいう。
×	×	○	○	揚水機場、揚排水機場及び排水機場は、農業用及び工業用等のために設けられたものをいい、特に規模の大きなものは、注記で表示する。
○	○	○	○	
×	×	○	○	
○	○	○	○	公共のために供することを目的に作られたものをいう。
○	○	○	○	ガソリンスタンド（ガススタンド等を含む）をいう。
○	○	○	○	共同溝、ガス、電気、下水、上水以外のマンホール及び分類の必要のない場合に用いる。
○	○	○	○	共同溝のマンホールをいう。
○	○	○	○	電話柱、電力柱を除く有線柱をいう。
○	○	○	×	ガス施設のマンホールをいう。
○	○	○	×	電話施設のマンホールをいう。
○	○	○	○	電話線を支える柱をいう。
○	○	○	○	電力施設のマンホールをいう。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
小 の 他 の 小 物 体	公 共 施 設	4 1 4 2	電力柱			3	○	○
		4 1 5 1	マンホール (下水)			3	○	×
		4 1 6 1	マンホール (水道)			3	○	×
	そ の 他 の 小 物 体	4 2 0 1	墓碑			3	○	○
		4 2 0 2	記念碑			3	○	○
		4 2 0 3	立像			3	○	○
		4 2 0 4	路傍祠			3	○	○
		4 2 0 5	灯ろう			3	○	○
		4 2 0 6	狛犬			3	○	○
		4 2 0 7	鳥居			3	○	○
		4 2 1 1	官民境界杭			3	×	×
		4 2 1 5	消化栓			3	×	○
	4 2 1 6	消火栓立型			3	×	○	

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	電力線を支える柱をいい、電話線が架設されているものを含む。
○	○	○	×	下水道施設のマンホールをいう。
○	○	○	×	上水道施設のマンホールをいう。
○	○	○	○	独立して1個又は数個が存在し、墓地として表示できない場合に表示する。
○	○	○	○	記念碑のうち主要なものをいう。
○	○	○	○	銅像、石像等で主要なものをいう。
○	○	○	○	特に著名なもの又は好目標になるものをいう。
○	○	○	○	とうろうのうち主要なものをいう。
○	○	○	○	狛犬のうち主要なものをいう。
○	○	○	○	神社の参道等に建造されている門状の建造物をいう。
△	△	△	△	公有地と私有地を区別するために設置された杭をいう。「特記仕様書」による。
○	○	○	×	消防用に設置された水道栓のうち平面状のものをいう。
○	○	○	×	消火栓のうち地上に突出した形状のものをいう。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
小 の 他 の 小 物 体	そ の 他 の 小 物 体	4 2 1 7	地下換気孔			3	○	○
		4 2 1 9	坑口			3	○	○
		4 2 2 1	独立樹 (広葉樹)			3	○	○
		4 2 2 2	独立樹 (針葉樹)			3	○	○
		4 2 2 3	噴水			3	○	○
		4 2 2 4	井戸			3	○	○
		4 2 2 5	油井・ガス井			3	○	○
		4 2 2 6	貯水槽			3	○	○
		4 2 2 7	肥料槽			3	○	×
		4 2 2 8	起重機			3	○	○
		4 2 3 1	タンク			3	○	○
		4 2 3 2	給水塔			3	○	○
		4 2 3 3	火の見			3	○	○

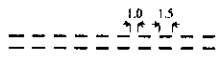

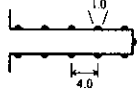
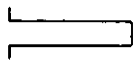
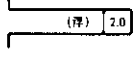
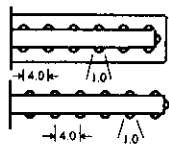
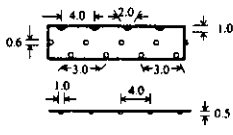
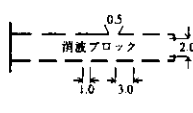
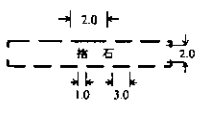


道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	地下通路（地下鉄を含む）の換気用に設けられた換気口をいう。
○	○	○	○	鉱坑の入口をいう。
○	○	○	○	単独の独立した樹木又は数株の大きな樹木が集合するもので、著名な広葉樹をいう。
○	○	○	○	単独の独立した樹木又は数株の大きな樹木が集合するもので、著名な針葉樹をいう。
○	○	○	○	観賞用に水を噴出させる設備をいう。射影形の中央に表示する。
○	○	○	○	地下水を汲み上げて利用するための施設をいう。
○	○	○	○	現在採取中のもので、目標となる施設を有するものをいう。
○	○	○	○	水を利用するために蓄えた貯水槽をいう。
○	×	○	×	肥料を蓄えるために建造されたものをいう。
○	○	○	○	常設されたものをいう。
○	○	○	○	水、油、ガス、飼料等を貯蔵するために地上に設置されたタンクをいう。
○	○	○	○	塔の上に水槽を設置したものをいう。
○	○	○	○	火の見櫓及び簡易火の見（棒状）をいう。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
小 の 他 の 小 物 体	そ の 他 の 小 物 体	4 2 3 4	煙 突			3	○	○
		4 2 3 5	高 塔			3	○	○
		4 2 3 6	電 波 塔			3	○	○
		4 2 3 7	照 明 灯			3	○	×
		4 2 3 8	防 犯 灯			3	○	×
		4 2 4 1	灯 台			3	○	○
		4 2 4 2	航空灯台			3	○	○
		4 2 4 3	灯 標			3	○	○
		4 2 4 5	へリポート			3	○	○
		4 2 5 1	水位観測所			3	×	×
		4 2 5 2	流量観測所			3	×	×
		4 2 5 3	雨量観測所			3	×	×

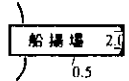
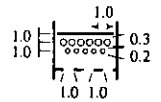

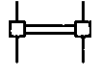
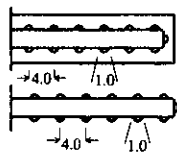
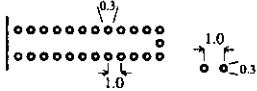
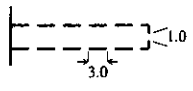
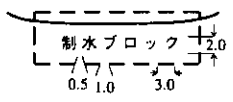
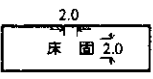
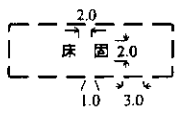
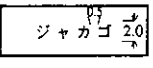
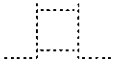
道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	規模が大きく目標となるものをいう。
○	○	○	○	特に高くそびえている工作物のうち、教会の鐘楼、展望台等記号が定められていないものをいう。
○	○	○	○	テレビ、ラジオ、無線電信等の送受信を目的に構築されたものをいう。
○	○	×	×	照明用のために作られたものをいう。
○	○	×	×	街路等に設置された専用柱を持つものをいう。
○	○	○	○	航路標識のうち、灯台をいい、灯火装置のある部分を表示する。
○	○	○	○	航空機が位置の確認等を行えるように一定の信号電波を発する施設をいう。
○	○	○	○	航路標識のうち、灯標、灯柱及び導標について、固定された規模の大きなものをいう。
○	○	○	○	ヘリコプターの離着陸のための施設で、常設のものをいう。
○	○	○	○	水位観測所をいい、すべて注記を併記する。 河川図以外については、小規模なものは省略する。
○	○	○	○	流量観測所をいい、すべて注記を併記する。 河川図以外については、小規模なものは省略する。
○	○	○	○	雨量観測所をいい、すべて注記を併記する。 河川図以外については、小規模なものは省略する。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
物	その他	4 2 5 4	水質観測所			3	×	×
		4 2 5 5	波浪観測所			3	○	○
		4 2 5 6	風向・風速観測所			3	○	○
	小物	4 2 6 1	輸送管(地上)			3	○	○
		4 2 6 2	輸送管(空間)			3	○	○
		4 2 6 5	送電線			3	○	○
水	水	5 1 0 1	河川			3	○	○
		5 1 0 2	細流			3	○	○
		5 1 0 3	かれ川			2	○	○
	等部	5 1 0 4	用水路			3	○	○
		5 1 0 5	湖池			3	○	○
		5 1 0 6	海岸線			3	○	○

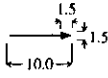
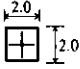
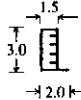

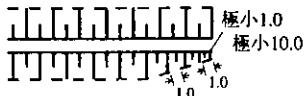
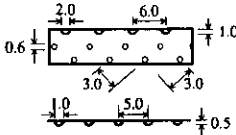
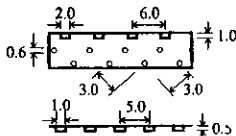
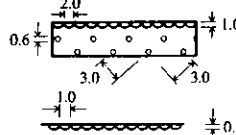
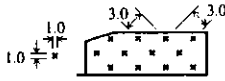
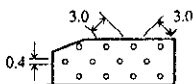
道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	水質観測所をいい、すべて注記を併記する。 河川図以外については、小規模なものは省略する。
×	×	○	○	波浪観測所をいい、注記を原則とする。
○	○	○	○	風向・風速観測所をいい、注記を原則とする。
○	○	○	○	水、油、ガス、ガソリン等を輸送する管で目標になるものをいう。大規模な輸送管はその内容によって（水）、（油）等の注記を添えて表示する。
○	○	○	○	地上1.0m以上の高さに設置された輸送管をいう。
○	○	○	○	おおむね20kv以上の高圧電流を送電するものをいう。
○	○	○	○	平水時における河川の水がい線をいう。河川の景況に影響を与えない小凹凸は適宜総合又は省略することができる。
○	○	○	○	河川の流水部の幅が図上0.2mm以上、0.4mm 未満の河川をいう。
○	○	○	○	水の流れていない川をいい、断続する河川の流路を明示する場合に、景況に従い砂地、及びれき地の記号で表示する。
○	○	○	○	2条の部分で河川の表現法で、1条を解糸状で表示する。
○	○	○	○	湖、池、沼等（人工的に貯水したものを含む）の水がい線をいい、河川の表示法に従って表示する。注記されないものには「W」記号を添える。
○	○	○	○	満潮時における海岸の水がい線をいい、河川の表示法に従って表示する。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般		
				1/500	1/1000		500	1000	
水	部	5 1 0 7	水路 地下部			3	○	○	
		5 1 1 1	低位水がい線(干潟線)			2	○	○	
	に	部	5 2 0 2	栈橋 (鉄、コンクリート)			4	○	○
			5 2 0 3	栈橋 (木)			4	○	○
			5 2 0 4	栈橋 (浮き)			4	○	○
		関	5 2 1 1	防波堤			4	○	○
			5 2 1 2	護岸 被覆			4	○	○
			5 2 1 3	護岸 杭 (消波ブロック)			4	○	○
			5 2 1 4	護岸 捨石			4	○	○
	等	造	5 2 1 9	坑口 トンネル			3	○	○
			5 2 2 1	渡船発着所			3	○	○

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	河川、用水路等における地下の部分で、経路の明確なものについて表示する。
○	○	○	○	低潮位において、海面上に表れる砂泥地における海水部との境をいう。
○	○	○	○	船舶の乗降用に水部に突出した形状のもので、鉄製及びコンクリート製のものをいう。
○	○	○	○	栈橋のうち、木製のものをいう。
○	○	○	○	栈橋のうち、水底に固定されていないものをいう。
○	○	○	○	波浪を制御する堤防、埠頭、海岸浸食を防ぐ突堤等をいう。
○	○	○	○	浸食を防ぐために、水際を固めたものをいう。
○	○	○	○	波を弱めるために、水中から水上にかけて規則的に置かれた構造物の集合体をいう。
○	○	○	○	水勢をそぐために、水中に投げ入れられた石をいう。
○	○	○	○	水路が地下に出入りする部分をいう。
○	○	○	○	水部において定期的に人又は車両を運搬する船舶、遊覧船の発着所で常設されたものをいう。栈橋がある場合進行方向に記号の先端を向けて、栈橋がない場合河川においては記号の先端を上流に向けて岸に平行に、湖池等においては記号が倒立しないように表示する。河川の幅が狭小の場合は中央に記号を表示する。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
水 部 に 関 す る 構 造 物	水 部 に 関 す る 構 造 物	5 2 2 2	船揚場			4	○	○
		5 2 2 6	滝			2	○	○
		5 2 2 7	せき			4	○	○
		5 2 2 8	水門			4	○	○
		5 2 3 1	不透過水制			4	○	○
		5 2 3 2	透過水制			4	○	○
		5 2 3 3	水制水面下			3	×	×
		5 2 3 5	根固			4	○	○
		5 2 3 6	床固 陸部			4	○	○
		5 2 3 7	床固 水面下			3	○	○
		5 2 3 8	蛇籠			4	○	○
		5 2 3 9	敷石斜坂			2	○	○

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	船の陸揚げ等を行うための構造物をいう。
○	○	○	○	地形的段差により流水が急激に落下する場所をいう。
○	○	○	○	流水の制御や河床の保護を目的として設けられた工作物又は用水の取水等のため河川を横断して設けられた工作物をいい、その主要なものを表示する。
○	○	○	○	取排水、水量調節等のために設けられた工作物をいう。ドックは入口に水門記号を表示する。
○	○	○	○	流水の制御又は河岸及び海岸の洗掘防止を目的として設けられた工作物をいう。その構造によって不透過水制と透過水制に区分する。
○	○	○	○	
×	×	△	△	水制の水面に隠れた部分について表示する。「特記仕様書」による。
○	○	○	○	護岸のための工作物で景況に従って表示する。長いものは中間を省略することができる。
○	○	○	○	
○	○	○	○	
○	○	○	○	長いものは中間を省略することができる。
○	○	○	○	漁港等における敷石斜坂は、外周を表示する。

大分類	分類	分類コード	名 称	記 号		線号	一 般	
				1/500	1/1000		500	1000
水 部 等	水部に 関する 構造物	5 2 4 1	流水方向			6	○	○
		5 2 5 5	距 離 標	田		3	×	×
		5 2 5 6	量 水 標	目		3	×	×
土 地 利 用 等	地 法 面	6 1 0 1	人工斜面			3	○	○
		6 1 0 2	土 堤			3	○	○
		6 1 1 1	コンクリート被覆			3	○	○
		6 1 1 2	ブロック被覆			3	○	○
		6 1 1 3	石積被覆			3	○	○
		6 1 2 1	法面保護 (網)			3	○	○
		6 1 2 2	法面保護 (モルタル)			3	○	○

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	河川の流水方向が図上で容易に識別できない場合に表示する。
×	×	○	○	河口又は河川の合流点から、100m又は200mごとに河岸に設置する標識をいう。
×	×	○	○	河川の水位の観測に用いる標識をいう。
○	○	○	○	盛土部及び切土により人工的に作られた急斜面（道路、鉄道等の盛土部及び切土部、造成地の急斜面等）をいう。頂部を実線で、傾斜部分は長ケバと短ケバを交互に射影の1/2間隔に表示する。長ケバの長さは射影幅、短ケバの長さは射影幅の1/2とする長いものは中間を省略することができる。
○	○	○	○	被覆のない堤防及び敷地等の周囲にある盛土をいう。長いものは中間を省略することができる。
○	○	○	○	道路河岸、海岸等の斜面を保護するための堅ろうな工作物のうち、コンクリート製のものをいう。周縁を描き、上縁の線に半円を配し、その内部に円点を表示する。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。
○	○	○	○	斜面又は側面を保護するためのブロック製の被覆をいう。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。周縁を描き、上縁の線に四角を配し、その内部に円点を表示する。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。
○	○	○	○	斜面又は側面を保護するための石積みの被覆をいう。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。
○	○	○	○	盛土又は切土部の法面を網で覆っているものをいう。
○	○	○	○	モルタルで法面を覆っているものをいう。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
土地 利用 等	法面	6 1 2 3	法面保護 (コンクリート柵)			3	○	○
	構	6 1 3 0	さく (未分類)			3	○	○
		6 1 3 1	落下防止柵			3	○	○
		6 1 3 2	防護柵			3	○	○
		6 1 3 3	遮光柵			3	○	○
		6 1 3 4	鉄柵			3	○	○
		6 1 3 6	生垣			3	○	○
		6 1 3 7	土囲			3	○	○
		6 1 4 0	へい (未分類)				○	○
		6 1 4 1	堅ろうへい			6	○	○
		6 1 4 2	簡易へい			3	○	○
	諸地	6 2 0 1	区域界			3	○	○
		6 2 1 1	空地			3	○	○

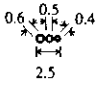
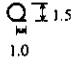
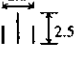
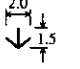
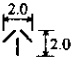
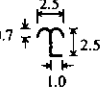
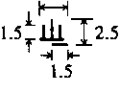
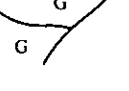
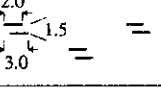


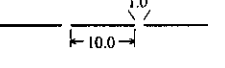
道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	コンクリート柵で法面を覆っているものをいう。
○	○	○	○	建物及び敷地の周辺を区画するための生け垣、鉄さく等の工作物をいう。
○	○	○	○	さくの構造、材質に関わらず落石を遮ることを目的に設置されたものをいう。
○	○	○	○	防護さくをいう。(ガードレール)
○	○	○	○	光を遮ることを目的として設置されたさくをいう。
○	○	○	○	金属製のさくをいう。
○	○	○	○	生垣、竹垣等をいう。
○	○	○	○	盛土による構囲をいう。
○	○	○	○	建物及び敷地の周辺を区画するための囲壁をいう。
○	○	○	○	石、コンクリート、れんが、ブロック等により作られた堅ろうな囲壁をいう。
○	○	○	○	板、トタン等で作られた囲壁をいう。
○	○	○	○	場地等のうち、特に他の地区と区別する必要がある区域が、地物縁で表示できない場合に適用する。
○	○	○	○	特に定められた記号のない場地をいい、建物密集地の必要な部分に表示する。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
土地	諸	6 2 1 2	駐 車 場	(駐)		3	○	○
		6 2 1 3	花 壇	(花)		3	○	○
		6 2 1 4	園 庭	∩		3	○	○
		6 2 1 5	墓 地	⊥		3	○	○
		6 2 1 6	材料置場	⊙		3	○	○
		利用場等	地	6 2 2 1	噴火口・噴気口			3
6 2 2 2	温泉・鉱泉					3	○	○
6 2 2 3	陵 墓					3	○	○
6 2 2 4	古 墳			∩		3	○	○
6 2 2 5	城・城跡					3	○	○
6 2 2 6	史跡・名勝・天然記念物			○		3	○	○
6 2 3 1	採石場					3	○	○

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	車両の駐車のための場地で一般に利用可能なもの、月極駐車場等のおおむね図上2.0cm平方以上のものをいう。立体駐車場は建物に記号を表示する。
○	○	○	○	公園、広場等で鑑賞のために花を植えてある場所をいう。
○	○	○	○	庭園、公園、宅地、道路の分離帯、工場等の周辺にある鑑賞あるいは隠ぺいのため栽培する灌木の集合しているところをいう。
○	○	○	○	墓の集合しているところをいう。
○	○	○	○	木材、石材、鉱石等を集積するための土地又は水面で、おおむね図上2.0cm平方以上のものをいう。工場等の敷地内にある材料置場は表示しない。注記を併記する。
○	○	○	○	現に噴火・噴気しているものをいう。
○	○	○	○	温泉法に基づく温泉及び鉱泉の泉源をいう。注記を併記する。
○	○	○	○	天皇又は皇族の墓が独立あるいは数個存在するもので著名なものは注記を併記する。
○	○	○	○	古代の支配階級を葬ってある盛土された墓で著名なものは注記を併記する。
○	○	○	○	古城あるいはその形跡が現存しているもので著名なものは注記を併記する。
○	○	○	○	文化財保護法で指定されているものをいう。
○	○	○	○	土木建築用等の石材を採取する場所で、現在採掘中のものをいう。注記を原則とする。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
土	場	6 2 3 2	土 取 場			3	○	○
	地	6 2 3 3	採 鉱 地			3	○	○
地 利 用 等	植	6 3 0 1	植 生 界	-----		3	○	○
		6 3 0 2	耕 地 界	---		3	○	○
	生	6 3 1 1	田			2	○	○
		6 3 1 2	は す 田	φ		2	△	△
		6 3 1 3	畑	∨		2	○	○
		6 3 1 4	さとうきび畑	∨		2	△	△
		6 3 1 5	パイナップル畑	∨		2	△	△
		6 3 1 6	わさび畑	∩		2	△	△
		6 3 1 7	桑 畑	Y		2	○	○
		6 3 1 8	茶 畑	⊙		2	○	○
		6 3 1 9	果 樹 園	○		2	○	○
		6 3 2 1	その他の樹木畑	○		2	○	○
	6 3 2 2	牧 草 地			2	○	○	

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	土木建築用等の土を採取する場所で、現在採掘中のものをいう。注記を原則とする。
○	○	○	○	鉍石を採掘する場所で、現在採掘中ものをいう。注記を原則とする。
○	○	○	○	異なった植生の区分に適用する。未耕地間の植生界は原則として表示しない。
○	○	○	○	同一種類の耕地の境で、一区画の短辺が図上おおむね2.0cm以上のものをいう。
○	○	○	○	湿田、乾田及び沼田とし、季節により畑作物を栽培する田をいう。
△	△	△	△	はすを栽培する土地をいう。「特記仕様書」による。
○	○	○	○	麦、陸稲、野菜、芝等を栽培している土地をいう。
△	△	△	△	さとうきびを栽培している土地をいう。「特記仕様書」による。
△	△	△	△	パイナップルを栽培している土地をいう。「特記仕様書」による。
△	△	△	△	わさびを栽培している土地をいう。「特記仕様書」による。
○	○	○	○	桑を栽培している土地をいう。
○	○	○	○	茶を栽培している土地をいう。
○	○	○	○	果樹を栽培している土地をいう。
○	○	○	○	桐、はぜ、こうぞ、庭木等を栽培している土地及び苗木畑に適用する。
○	○	○	○	牧草を栽培している土地をいう。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
土地 利用 等	植生	6 3 2 3	芝地	∞		2	○	○
		6 3 3 1	広葉樹林	⊙		2	○	○
		6 3 3 2	針葉樹林	∧		2	○	○
		6 3 3 3	竹林	⊂		2	○	○
		6 3 3 4	荒地	山		2	○	○
		6 3 3 5	はい松地	↓		2	○	○
		6 3 3 6	しの地(笹地)	↑		2	○	○
		6 3 3 7	やし科樹林	∩		2	○	○
		6 3 3 8	湿地	山		2	○	○
		6 3 4 0	砂れき地(未分類)	∩		2	○	○
		6 3 4 1	砂地		S $\frac{1}{1.5}$	2	○	○
		6 3 4 2	れき地		G $\frac{1}{1.5}$	2	○	○
		6 3 4 5	干潟		=	2	○	○
地形 等線	等高	7 1 0 1	等高線(計曲線)			4	○	○
		7 1 0 2	等高線(主曲線)			2	○	○
		7 1 0 3	等高線(補助曲線)			2	○	○

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	芝を植えて管理している庭園、ゴルフ場、運動場等に適用する。
○	○	○	○	樹高2.0m以上の広葉樹が密生している土地をいう。
○	○	○	○	樹高2.0m以上の針葉樹が密生している土地をいう。
○	○	○	○	樹高2.0m以上の竹が密生している土地をいう。
○	○	○	○	裸地、雑草地等の地域をいう。
○	○	○	○	はい松又はわい性松の密生している地域をいう。
○	○	○	○	しの又は笹の密生している地域をいう。
○	○	○	○	やし科、へご科、たこのき科等の植物が生育している土地をいう。
○	○	○	○	常時水を含み土地が軟弱で湿地性の植物が生育している土地をいう。
○	○	○	○	砂又はれきで覆われている土地をいう。
○	○	○	○	砂で覆われている土地をいう。
○	○	○	○	れきで覆われている土地をいう。
○	○	○	○	低潮位において海面上に表れる砂泥地をいう。
○	○	○	○	0 mの主曲線及びこれより起算して5本目ごとの主曲線をいう。
○	○	○	○	平均海面から起算して1 mごとの等高線をいう。
○	○	○	○	主曲線の1/2の間隔の等高線で、主曲線で適切な地形表現ができない部分について適用する。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般		
				1/500	1/1000		500	1000	
地形	等高線	7104	等高線(特殊補助曲線)			2	○	○	
		7105	凹地(計曲線)			4	○	○	
		7106	凹地(主曲線)			2	○	○	
		7107	凹地(補助曲線)			2	○	○	
		7108	凹地(特殊補助曲線)			2	○	○	
	変形	地形	7201	土がけ(崩土)			2	○	○
			7202	雨裂			2	○	○
			7203	急斜面			2	○	○
地		7206	洞口			2	○	○	
		7211	岩がけ			2	○	○	
		7212	露岩			2	○	○	

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	主曲線の1/4の間隔の等高線で、補助曲線で適切な地形表現ができない部分について適用する。
○	○	○	○	人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、0 mの主曲線及びこれより起算して5本目ごとの主曲線をいう。
○	○	○	○	人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、1 mごとの等高線をいう。
○	○	○	○	人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、主曲線の1/2間隔の等高線をいう。
○	○	○	○	人工構築物との合成で生じた以外の凹地をいい、主曲線の1/4間隔の等高線をいう。
○	○	○	○	土砂の崩壊等によって自然にできたがけ状の急斜面をいう。頂部を示す線と射影部を示す短線を頂部から最大傾斜方向へ2.0mmまで表示し、それ以上の射影部は下端を破線で表示する。
○	○	○	○	表土が雨水によって流出した裂溝の状態をいい、土がけの記号で表示する。小さいものは極小の記号による。
○	○	○	○	台地又はたい土等の周辺の傾斜が急で、等高線で表現するのが困難又は景況が明らかにならない地形をいい、土がけの記号で表示する。
○	○	○	○	自然に形成された石灰洞、溶岩洞、トンネル等をいう。洞の向きに合わせて表示する。
○	○	○	○	岩石地ががけ状になっている状態をいう。頂部を山型に、傾斜を示す短線を頂部から最大傾斜方向に、壁面を示す短線を傾斜を示す短線と直角に表示する。
○	○	○	○	一部を地表に露出する岩石をいい、河岸及び海岸等で露出している岩石を含む。

大分類	分類	分類コード	名称	記号		線号	一般	
				1/500	1/1000		500	1000
地形	変形地	7 2 1 3	散岩			2	○	○
		7 2 1 4	さんご礁			2	○	○
	基準点	7 3 0 1	三角点			4	○	○
		7 3 0 2	水準点			4	○	○
		7 3 0 3	多角点等			4	○	○
		7 3 0 4	公共基準点(三角点)			4	○	○
		7 3 0 5	公共基準点(水準点)			4	○	○
		7 3 0 6	公共基準点(多角点等)			4	○	○
		7 3 0 7	その他の基準点			4	○	○
		7 3 0 8	電子基準点			4	○	○
		7 3 0 9	公共電子基準点			4	○	○
		7 3 1 1	標石を有しない 標高点			4	○	○
		7 3 1 2	図化機測定 による標高点			4	○	○

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
○	○	○	○	地表に散在する岩石をいい、岩礁を含む。
○	○	○	○	空中写真上で判読できる程度のものについてその外縁を表示する。
○	○	○	○	基本測量により設置された三角点をいう。盤石の亡失したものについては表示しない。
○	○	○	○	基本測量により設置された水準点をいう。標石の亡失したものについては表示しない。
○	○	○	○	基本測量により設置された基準点のうち三角点及び水準点以外のものをいう。標石の亡失したものについては表示しない。
○	○	○	○	公共測量による1級基準点測量及び2級基準点測量により設置された基準点をいう。標石の亡失したものは表示しない。
○	○	○	○	公共測量による1級水準測量及び2級水準測量により設置された基準点をいう。標石の亡失したものは表示しない。
○	○	○	○	公共測量によって設置された多角点を、特別に区別して取り扱う場合に「多角点等」に準じて用いる。
○	○	○	○	工事等の遂行のために、コンクリート杭等で堅固に作られた基準点をいう。
○	○	○	○	基本測量により設置された電子基準点をいう。
○	○	○	○	公共測量により設置された公共電子基準点をいう。 標高数値は、公共電子基準点付属標の標高を表示する。
○	○	○	○	公共測量による3級及び4級基準点（三角点及び水準点）、標定点測量（簡易水準測量を含む）により、平面位置及び標高を所定の精度で測定した点をいい、必要に応じて表示する。簡易水準点の標高は小数点以下2位、その他は小数点以下1位とする。
○	○	○	○	図化機測定による標高点は必要に応じて表示する。

大分類	分類	分類コード	名 称	記 号		線号	一 般	
				1/500	1/1000		500	1000
地形等	数値地形モデル	7501	グリッドデータ			3	数値地形	
		7511	ランダムポイント			3	数値地形	
		7521	ブレイクライン			3	数値地形	
		8199	指示点			4	○	○

道 路		河 川		適 用
500	1000	500	1000	
モデル法を用いる場合 「特記仕様書」による				数値地形モデル法によるグリッド上のデータで、グリッド点を記号で表示し、標高数値をm単位で小数点以下1位までとする。
モデル法を用いる場合 「特記仕様書」による				数値地形モデル法のグリッドデータを補完するための標高点であり、ランダム点を記号で表示し、標高数値をm単位で小数点以下1位までとする。標高値が小数点以下2位又は3位までである場合は、必要に応じて表示する。
モデル法を用いる場合 「特記仕様書」による				数値地形モデル法におけるグリッドデータを補完するために取得するもので、形状を実線で表示する。
○	○	○	○	建物記号、注記を表示する場合に、その対象物の内部に表示ができず対象とするものが特定できない場合に表示する。

第3章 注記

第1節 通則

(注記)

第40条 注記とは、文字または数値による表示をいい、地域、人工物、自然物等の固有の名称（以下「固有名称」という。）、特定の記号のないものの名称及び種類又は状態を示す説明並びに標高、等高線数値等に用いる。

(注記の原則)

第41条 注記の原則は、次による。

- (1) 注記は、対象物の種類、図上の面積及び形状により、小対象物、地域及び線状対象物に区分して表示する。
 - ア 小対象物とは、独立した建物等、単独に存在するものをいう。
 - イ 地域とは、居住地のように集団的に存在するもの及び広がりのある区域等をいう。
 - ウ 線状対象物とは、河川のように幅に比べて長さが非常に長いものをいう。
- (2) 固有名称の注記は、現在用いられている公称とし、公称を持たないもの又は公称がほとんど使用されていない場合は、最もよく知られている通称とする。
- (3) 公称のほかに著名な通称を有し、両者を併記することが必要と認められる場合は、通称に括弧を付して公称と併記する。ただし、居住の地名（以下「居住地名」という。）には適用しない。
- (4) 略称は、原則として表示しない。ただし、一般に通用する略称がある場合（ローマ字の頭文字をもって略称するものを含む。）、又はそのままの名称では字数が多く表示が不適当と認められる場合は、疑問を生じない範囲で略称を表示することができる。
- (5) 注記の字数が多く、かつ、略称により表示することが不適当な場合には、二列に表示することができる。
- (6) 注記は、対象物との関係位置を的確に示し、かつ、その注記によって重要な地形及び地物等を抹消しないように表示する。
- (7) 注記は、字列の交差等により、読解に疑義が生じないように表示する。

(注記の取捨選択)

第42条 注記の取捨選択は、次による。

- (1) 行政区画の名称（以下「行政名」という。）は、東京都の区、市町村及び指定都市の区について、すべて表示する。
- (2) 居住地、鉄道及び駅の名称は、原則としてすべて表示する。
- (3) 河川、湖池、海湾、山地、島、道路、その他の地物等の名称については、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。

(使用する文字)

第43条 使用する文字の種類及び適用範囲は、次のとおりとする。

文字の種類	適用範囲
漢字	漢字を固有名称とする名称
ひら仮名	ひら仮名を固有名称とする名称及びふり仮名
かた仮名	かた仮名を固有名称とする名称
アラビア数字	基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等
ローマ字	ローマ字を固有名称とする名称及び略称

(書体及び字形)

第44条 書体は、原則としてゴシック体(等線書体)とし、字形は、すべて直立体とする。

(字 大)

第45条 字大とは、文字を囲んだ四角形の高さをいう。

(字 隔)

第46条 字隔とは、一個の注記において、隣接する文字と文字との間隔をいい、一個の注記の字隔はすべて等間隔とする。

2 助字がある場合の表示は、第48(助字)の規定による。

(字 列)

第47条 字列とは、一個の注記の配列をいい、水平字列、垂直字列及び斜向字列に区分する。

(1) 水平字列は、文字を横書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対して平行にし、左から右に向かって読むようにする。

(2) 垂直字列は、文字を縦書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対し垂直にする。

(3) 斜向字列は、線状等の対象物に沿わせて各文字を表示する配列をいい、直線字列、曲線字列及び折線字列に区分する。この場合、対象物の傾きが図郭下辺に対して45°未満の場合は横読みに、45°以上の場合は縦読みにするようにする。

ア 直線字列とは、線状の対象物に直線で沿わせた配列をいう。

イ 曲線字列とは、線状の対象物に曲線で沿わせた配列をいう。

ウ 折線字列とは、前各号及びア、イにより表示することが不適当な場合、対象物の形状に沿わせて、その内部に表示する配列をいい、各文字の下辺は図郭下辺に対して平行になるようにする。

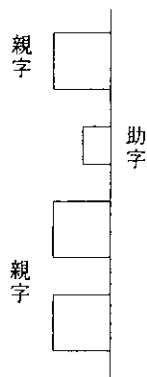
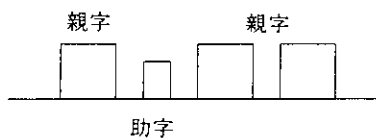
(助 字)

第48条 助字とは、親字の間にはさまれた小文字で親字と一体となって、その正しい名称を表す文字をいい、拗音、促音を含む。

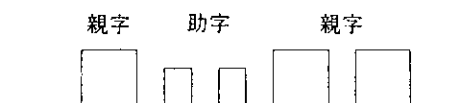
(1) 助字の字大は、親字の字大の60%を標準とする。

(2) 横書きの場合の助字は、文字の下辺を字列の下辺と一致させ、縦書きの場合の助字は、文字の右辺を字列の右辺と一致させて表示する。

[字隔が1/2の例]



(3) 助字が続く場合の字隔は、次のようにする。



[字隔が1/2の例]

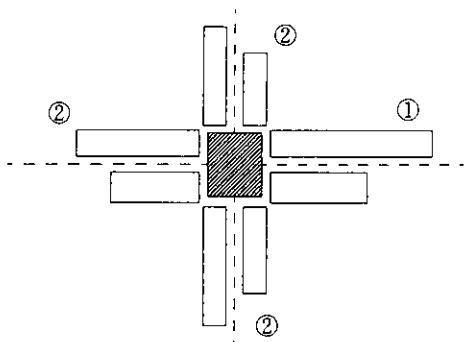
(ふり仮名)

第49条 ふり仮名は、難読な漢字に対して、横書きの場合は漢字の上側に、縦書きの場合は漢字の右側に表示し、字大は1.5mm、漢字との間隔は0.5mmとする。

注記区分	字列	注記の位置及び優先順位	備考
地 域	垂直字列		<p>水平字列、垂直字列によることが適当でない海湾及び湖池等に適用する。</p>
	斜折線字列		
線状対象物	斜向字列直線字列		<p>対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は字大の1/2を標準とする。</p>
	斜向字列曲線字列		<p>線状対象物の幅が広い場合は、対象物の内側に表示する。</p>

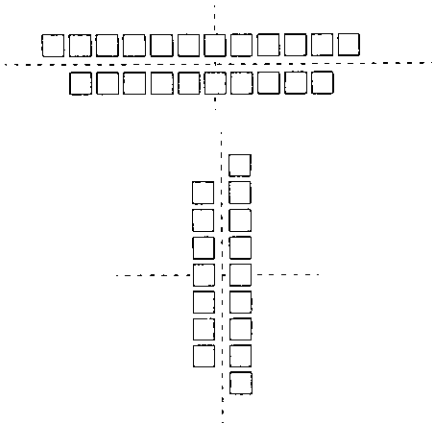
2 字列を二列に分けて表示するときは、字列の間隔を1.0mmとするほか、次による。

(1) 小対象物は、対象物側の文字をそろえ2列の中心線を対象物の中央に一致させる。



①②は表示の優先順位を示す。

2) 地域の注記にあっては、各列の中央を対象地域の中央に一致させる。



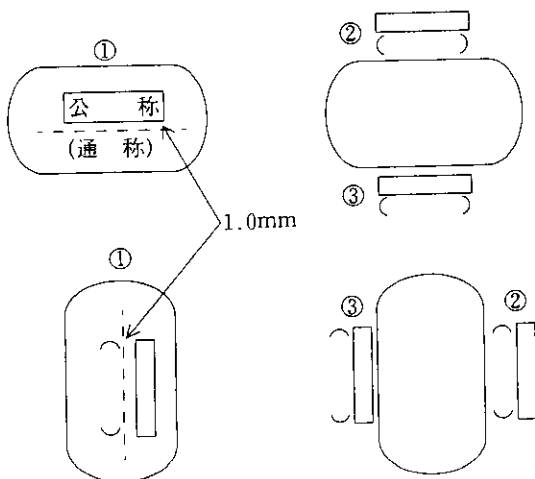
3 公称と通称を併記する場合は、次のとおりとする。

- (1) 通称は、括弧を含めて公称とおおむね等しくなるよう字隔を調整する。
- (2) 併記する字列の間隔は、1.0mmとする。
- (3) 括弧は、1文字扱いとして表示する。

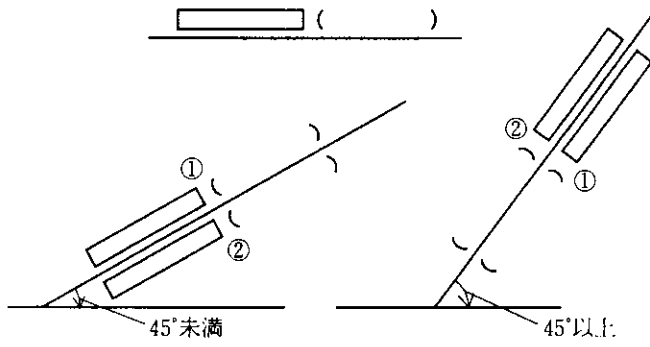
●小対象物



●地 域



●線状対象物



(注記の適用)

第52条 注記の適用は、原則として次の表による。

分類	分コード	表示対象	字 大		字 隔	注記法の区分				備考(記載例)
			500	1000		小対象物	地域(Ⅰ)	地域(Ⅱ)	線状	
行政区画	8110	市・東京都の区	6.0	5.0	1/2~7		○			
	8111	町・村・指定都市の区	5.0	4.5	1/2~7		○			
	8112	市町村の飛地	3.5	3.0	1/4~7	○	○	○		
居住地名	8113	大区域	4.5	4.0	1/4~5		○	○		大字の上に公称としてあるもの
	8114	大字・町・丁目	4.5	3.5	1/4~3		○	○		町・丁目は大字に対応するもの
	8115	小字・丁目	3.5	3.0	1/4~3		○	○	○	丁目は小字に対応するもの
	8116	通り	3.5	3.0	1/4~3		○	○	○	
	8117	その他の地名(大)	5.0	3.5	1/4~3		○	○		通称及び俗称等に用いる
	8118	その他の地名(中)	4.0	3.0	1/4~3		○	○	○	
8119	その他の地名(小)	3.0	3.0	1/4~3		○	○	○		
交通施設	8121	道路の路線名		3.0	1/2~5				○	
	8122	道路施設・坂・峠・インターチェンジ等		2.5	1/4~1	○	○	○	○	
	8123	鉄道の路線名		3.0	1/2~5				○	
	8124	鉄道施設 駅、操車場、信号所		2.5	1/4~3	○	○	○	○	
	8125	橋		2.5	1/4~5	○			○	
	8126	トンネル		2.5	1/4~5	○			○	
建物	8131	建物の名称	3.0	2.5	1/4~3	○	○	○		
	8134	建物の付属物	3.0	2.5	1/4	○				
小物体	8140	マンホール		2.0	1/4	○				
	8141	電 柱		2.0	1/4	○				
	8142	その他の小物体	3.0	2.5	1/4	○				輸送管は線状対象物の注記法
水部	8151	河川、内湾、港	4.0	3.0	1/4~5	○	○	○	○	
		岬、崎、鼻、岩礁		2.5		○	○	○		
		河岸、河原、洲、滝、浜、磯		3.0		○	○		○	
		山、島		3.0		○	○	○		

分類	分コード	表示対象	字大		字隔	注記法の区分				備考(記載例)
			500	1000		小対象物	地域(I)	地域(II)	線状	
水部	8152	水部施設、ダム	3.0	2.5	1/4~1	○	○	○	○	羽村堰 岩淵水門
	8153	地下水部	4.0	3.0	1/4~5				○	
土地利用等	8161	法面・構囲	2.5	2.0	1/4~3	○	○	○		
	8162	諸地・場地 公園・牧場・飛行場 運動場・ゴルフ場等	3.5	2.5	1/4~5	○	○	○	○	
	8163	植生	3.0	2.5	1/4~1	○	○	○		森林、原野、 果樹園
地形	8171	山		3.0	1/4~5	○	○	○		
		尖峰、丘、塚		2.5	1/4~5	○	○	○		
		谷、沢		2.5	1/2~3	○	○		○	
	8173	基準点等		2.0	1/4	○				
		図化機測定標高点 等高線数値		1.5						
8181	説明注記		2.0	1/4~2	○	○	○	○	(建設中) w (宅地造成中) (油) (土) (整理中)	
	助字		親字の60%							
	ふり仮名		1.5							

注1 字隔は、対象物の大小、字数の多少及び資格等を考慮して表の範囲で選択する。ただし、小対象物の注記法による場合の字隔は、すべて1/4とする。
注2 対象物の面積及び長さにより規定の字大の適用が困難な場合、又は不適切な場合は、字大を0.5mm小さくすることができる。
注3 本表に記載されていないものは、表中の類似物の注記規定による。
注4 各字大における文字の線の太さは、次の線号を標準とする。

字大	2.0mm	2.5~3.0mm	3.5~4.0mm	4.5~5.0mm
線の太さ	0.15mm	0.20mm	0.25mm	0.35mm

三角点、水準点、多角点、現地測定による標高点及び図化機により測定した標高点、等高線数値の線の太さは、0.20mmとする。

第2節 細則

(行政区画)

第53条 行政名の表示は、次による。

- (1) 行政名は、都道府県（北海道の支庁を含む。）名及び郡の名称を除きすべて表示する。
- (2) 図上の面積が狭小で、規定の字大を用いることが困難な場合は、適宜字大を小さくして注記することができる。
- (3) 市町村の飛地の名称は、市町村の名称に続けて「飛地」を付して表示する。

(居住地名)

第54条 居住地名の表示は、次による。

- (1) 居住地名は、大区域、大字・町（住居表示による○○丁目を含む。）、小字・丁目、通りに区分して表示する。
- (2) 地方自治法又は住居表示に関する法律に基づき、大字、町等の名称が定められた場合は、その名称を省略することなく表示する。なお、市街地等において、狭小な区域に字数の多い名称がある場合は、字大を3.0 mmとして表示することができる。
- (3) 大区域は、旧行政名等が大字の上に公称として呼称されているものに適用する。
- (4) 居住地名が同じ呼称の一大字、一小字で構成される場合は、大字名のみを表示する。なお、異呼称の場合には、地域Ⅱの注記法により、小字名をその集落に近い方に表示する。
- (5) 大字に2個以上の小字がある場合には、小字名をそれぞれの区域に表示し、さらに大字名をその中央に表示する。
- (6) 市街地等の狭長な地域又は街区が、丁目、条又は通りにより縦横に区画された場合は線状対象物の注記法で表示することができる。

(道路)

第55条 道路の名称の表示は、次による。

- (1) 道路の名称は、高速道路、一般国道、有料道路及び都道府県道については、原則としてすべて表示し、街道、通り、専用道路等については、一般によく用いられている名称がある場合に表示する。
- (2) 一般国道は、「国道15号」等と表示し、著名な街道名を併記する場合は、線状対象物の併記の注記法により表示する。ただし、国道の注記における文字の配列は道路に直立するようにし、路線番号を示す数字の字隔は1/4とする。
- (3) 都道府県道等は、「主要地方道○○・○○線」「○○道○○線」等と表示する。この場合の「○○・○○」のような固有名間の間隔は、1字大とする。
- (4) 坂、峠、橋等の名称は、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。
- (5) トンネルの名称は、小対象物の注記法によりトンネルの出入口に表示する。ただし、一見して同じトンネルの出入口と判断できる場合には、いずれか一方に注記するものとする。
- (6) 高速道路のインターチェンジ等は、次の例に準じて略称を注記する。

(例) ○○インターチェンジ→○○ IC
△△ジャンクション →△△ JCT
□□サービスエリア →□□ SA
▽▽パーキングエリア→▽▽ PA

(鉄道)

第56条 鉄道の名称の表示は、次による。

- (1) 鉄道は、固有の名称に従って「○○鉄道」「○○鉄道○○線」等と注記する。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不適当と認められるものについては、略称を表示することができる。

(2) 駅の名前は、すべて表示する。旅客駅は小対象物の注記法により「○○駅」と表示する。貨物駅、操車場及び信号所の名前は、その景況に従い、小対象物又は地域の注記法により表示する。

(建 物)

第57条 建物の名称の表示は、次による。

(1) 建物の名称は、表示の対象により小対象物又は地域の注記法により表示する。

(2) 建物は、固有名を表示するのを原則とする。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不適当と認められるものについては、略称を表示することができる。

(小物体)

第58条 小物体の名称は、著名なもの及び図上重要なものについて、固有名又は種類を小対象物の注記法により表示する。

(水 部)

第59条 水部の名称の表示は、次による。

(1) 河川の名称は、線状対象物の注記法により表示する。

(2) 図郭隅等で線状対象物として表示できない河川については、小対象物又は地域の注記法で表示することができる。

(3) 湖、池及び沼の名称は、その形状及び広さにより小対象物又は地域の注記法で表示する。

(4) 海湾の名称は、その呼称される範囲が比較的狭い内湾等に限り、その形状及び広さにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。

(5) 島の名称は、その形状又は大きさにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。島の名称と島における唯一の居住地名が同名であり、かつ、島の形状又は大きさにより双方の表示位置が近接する場合には、居住地名をもって島の名称を兼ねることができる。

(水部に関する構造物)

第60条 せき、水門、ダム、渡船発着所等の名称は、その規模に応じて、小対象物又は線状対象物の注記法で表示する。

(諸地・場地)

第61条 諸地・場地の名称は、地域の注記法により表示する。ただし、図上の面積が狭小等のためこれによることが適当でない場合は、小対象物又は線状対象物の注記法により表示することができる。

(山 地)

第62条 山地の名称の表示は、次による。

(1) 山、丘、尖峰等は、著名なもの又は図上重要なものについて、その頂上部に対して小対象物及び地域の注記法により表示する。

(2) 谷及び沢の名称は、線状対象物の注記法により、その字列の中心が谷線上にあるよう表示する。ただし、流水がある場合は、第59条（水部）(1)及び(2)の規定に準じて表示する。

(基準点の標高)

第63条 電子基準点、三角点、水準点等の標高数値は、記号の右側に表示する。ただし、その注記位置が他の重要な地物と重複する場合は、適宜移動して表示する。

(等高線数値)

第64条 等高線数値の表示は、次による。

(1) 数値は、主として計曲線、補助曲線及び凹地を示す曲線に表示する。ただし、平坦地で読図上必要な場合は、主曲線に表示することができる。

(2) 数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示し、曲率の大きい尾根及び谷線上には表示しない。

(3) 数値は、等高線を間断し、等高線と字列の中心を一致させて表示する。

(4) 表示密度は、基準点を含めて、図上10cm×10cmに10個を標準とする。

(説明注記)

第65条 説明注記は、地図記号のみでは状況及び種類が明瞭でない場合に、その種類に応じて小対象物、地域又は線状対象物の注記法により表示する。

- (例) 道路、鉄道等の建設中 → (建設中)、(宅地造成中)、(耕地整理中)
(〇〇工事中)、(工場用地)
- 建物 → (建築中)
- 規模の大きい輸送管の種類 → (水)、(油)、(ガス)
- がけの種類 → (土)、(岩)

第4章 整飾

第1節 通則

(整飾)

第66条 整飾とは、図郭を表示し、大縮尺地形図の読解に必要な事項等を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。

(整飾の表示事項)

第67条 装飾の表示事項は、設計書または特記仕様書によるものとする。ただし、地形図原図の凡例には、「平面直角座標値は、世界測地系による。」ことを表示する。

図 化機点検調整要領

図化機点検調整要領

1 要 旨

- (1) この要領は、精密図化機の点検調整の標準を示すものである。
- (2) 点検調整により、図化機点検調整記録書が作成される。
- (3) 以下の各号に示す資料を提出する。
 - イ) 図化機点検調整記録書(図表1)
 - ロ) 観測手簿、図表及び図表作成に要した計算諸表

2 実 施

- (1) 点検調整は、図化機点検調整記録書(以下「記録書」という。)に定められた各項目について行う。
- (2) 点検調整に使用する格子板は、各図化機付属の格子板とし、格子板の不明瞭なもの、板面に損傷のあるものなどは使用してはならない。
- (3) 画面距離の点検調整は、水平に標定された格子板の投影器の平面位置を投影距離を変えて測定した数値により求められた画面距離と図化機にセットした画面距離の比較により行う。
- (4) 格子板実体測定とは、水平に対地標定された格子板によるモデル上の点の高さを測定することをいう。点検調整には図表2に示された15点を用いる。結果は、記録書に記入するとともに図表に表示する。
- (5) 格子板単眼測定とは、水平に標定された格子板の投影像の平面位置を測定することをいう。点検調整には、図表3に示された9点を用いる。結果は、記録書に記入するとともに図表に表示する。
- (6) 描画台の点検調整は、図紙上に図表3に示された9点を展開し、その図紙を90度、180度回転後それぞれ展開点の位置を測定する方法によって行う。結果は、記録書に記入する。
- (7) 図化機と描画台の接続との検定は、次のように行う。水平に標定された格子板の投影像の平面位置を、図表4に示された4点について、図化機の日盛と描画台の日盛とで記録し、また、描画台上の図紙に展開することで行う。結果は、記録書に記入するとともに図表に表示する。

描画台

直交性 (度)

X・Yスケールの相違 $\frac{X}{Y} = \text{-----}$

Xスケールの位置による相違

Yスケールの位置による相違

バック・ラッシュ

b mean

mb (最大)

図化機と描画台の接続

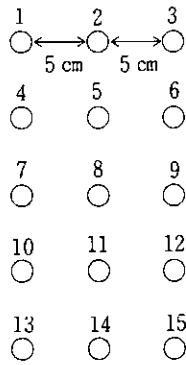
$\frac{X\text{図化機}}{X\text{描画台}} = \text{-----}$ 、 $\frac{Y\text{図化機}}{Y\text{描画台}} = \text{-----}$

バック・ラッシュ

b mean

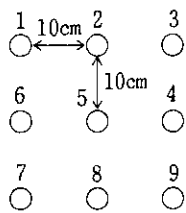
mb (最大)

図表 2



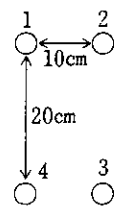
実体モデルの範囲で、端と真中に点を取る。点の配置は、格子板上で左図のようなものを標準とし、それぞれの格子板に応じて選ぶ。

図表 3



図化機に応じて、可動範囲一杯に左図のように選ぶ。

図表 4



実体モデルの範囲で 4 隅に点をとる。標準的には格子板上で左図のようにとる。

デジタルマッピング 取得分類基準

デジタルマッピング取得分類基準

(目 的)

第1条 この基準は、建設省公共測量作業規程第4編における地形、地物等の数値地形図のデータを取得するための作業方法を定めることにより、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保することを目的とする。

(デジタルマッピングデータの項目)

第2条 デジタルマッピングデータの項目は、大縮尺地形図図式に従ったものとする。

また、行政区画の代表点等の地形図上に表示されないものも含む。

(データタイプ)

第3条 数値地形図のデータタイプは、その特性等により面、線、円、円弧、点、方向、注記、属性及びグリッドデータの各タイプにより表現する。

- (1) 面データとは、建物等の閉じた図形として表現するもので、始点から終点までの連続した座標列で表し、始点と終点は同一座標とする。
- (2) 線データは、始点から終点までの連続した座標列で表す。
 - ア. 人工斜面や被覆（大）等1つの記号を得るために上端線と下端線のデータを取得する必要があるものについては、データ取得方向に規則性を持ち、上端線は標高の低い方を右にみた形で、下端線は標高の高い方を右にみた形でデータを取得する。
 - イ. 滝、せき、被覆（小）、さんご礁等データの取得方向に対して記号の形が対称でない記号については、データ取得方向に規則性を持ち、標高の高い方向又は上流方向、陸方向を左にみた形でデータを取得する。
- (3) 円データとは、タンク等のうち円筒状や球状の地物について表現するもので、円周上の3点の座標値で表す。
- (4) 円弧データは、主に円データが図郭等で分断される場合に用い、円弧上の始点、中間点、終点の3点の座標値で表す。
- (5) 点データは、建物記号や植生記号等1点で地物等を表現する場合に用いる。
- (6) 方向データは、信号灯、坑口（極小）、洞口等点データによって表現される地図記号のうち、記号の向きを現況に合わせて表示する必要があるものは、2点一組の座標列で記号の位置と方向を表わすこととし、最初の点は記号を表示する位置を、2番目の点は、1番目の点と合わせてその記号の向きを表わす方向にデータを取得する。なお、2番目の点は、最初の点から大きく離れることがないように取得する。
- (7) 注記データとは、地形図表示のための文字のデータであり、表示する位置、文字の大きさ、文字等の間隔、線の太さ等のデータを含む。
- (8) 属性データは、ユーザーがデータ利用を目的として、特定の事項について記録するためのもので、様式は任意に設定する。
- (9) 数値地形モデル（DTM）法により取り扱われるデータのうち、グリッドごとのデータ（グリッドデータ）は、標高値だけのデータとし、その並び順により位置が決定される。

(グループ化)

第4条 グループ化は、複数のデータをひとまとめにして取り扱うときに用いる。

- 2 グループ化は、地物と注記、建物と建物記号、建物本体に付属するポーチやひさし等（図形区分）の建物の小突起程度の範囲とする。

図形区分

コード	内 容	対象となる取得分類項目
00	非 区 分	下記に該当しない全データ
11 12	射影部の上端 射影部の下端	石段等の両端部、崩土、壁岩、滝、人工斜面、被覆等の射影をもつもの
21 22	高 橋 欄 脚	道路橋
31 32 33 34 35	中 庭 線 棟 割 線 階 層 線 外 付 階 段 ポーチ・ひさし	建物
41 42	構 造 物 外 周 脚 橋	鉄道
99	表現補助データ	石段等の階段部

(取得基準)

第5条 データの取得基準及びデータタイプは、デジタルマッピング取得分類基準表のとおりとする。

- (1) 真位置データは、デジタルマッピング取得分類基準表による。
- (2) 作図データは、原則として、デジタルマッピング取得分類基準表による。

デジタルマッピング取得分類基準表

大分類	分類	分類コード	名称	データ取得基準					タイプ	
				地図情報レベル						
				500	1000	2500	5000	10000		
境界等	境界	11	01 都府県界	境界の位置と一致する。					線	
			02 北海道の支庁界							
			03 郡市・東京都の区界							
			04 町村・指定都市の区界							
			06 大字・町・丁目界							
			07 小字界							
		10 所属界								
		11 行政区の代表点	行政区の名称を属性データとして入力するための点						点	
交 道 路	道 路	21	01 真幅道路（街区線）	道路縁線を取得（終端は、原則として閉じない。）					線	
			02 軽 車 道	————— 中心線取得						
			03 徒 歩 道	中心線を取得						
			06 庭園路等	通路縁線を取得（道路の終端は、原則として閉じない。）						
			07 トンネル内の道路							
			09 建設中の道路							「建設中」を点位置とする場合
									＋点	
通 道 施 設	道 路	22	03 道 路 橋	縁線を取得					線	
			高欄	外周を取得（始 終点座標一致）						
			04 木 橋	縁線を取得						
			05 徒 橋	中心線を取得						
			06 栈 道 橋	縁線を取得						
			高欄	外周を取得（始 終点座標一致）						
			11 横断歩道橋	外周を取得（始終点座標一致）						
	12 地下横断歩道									
	13 歩 道	車道との界線を取得								
	14 石 段	縁線を取得（階段部は取得しないで石段の両端は閉じない。）								
	15 地下街・地下鉄等出入口	外周を取得（階段部は取得しない。始終点座標一致）								
	施 設	22	19	道路のトンネル	坑口部分の外周を取得 上端線は低い方を右に、下端線は高い方を右にデータを取得 極小は、中央位置の点と方向を取得					線 又は 方向
				21 バス停	位置の点情報を取得					点
				22 安全地帯	外周を取得（始終点座標一致）					線
26 分離帯										
27 駒 止				構造物の中心線を取得						
28 道路の雪覆い等				外周を取得（始終点座標一致）						
31 側溝 U字溝無蓋				縁線を取得					線	
32 側溝 U字溝有蓋										
33 側溝 L字溝										
34 側溝地下部	地下経路縁線を取得									

大分類	分類	分類コード	名称	データ取得基準					タイプ		
				地図情報レベル							
				500	1000	2500	5000	10000			
交通施設	道路	22	35	雨水枿	外周を取得（始					線	
			36	並木枿	終点座標一致）						
			38	並木	樹木の位置の点情報を取得					点	
			39	植樹							
			41	道路情報板							
			42	道路標識 案内	脚の位置の点情報						取得
			43	道路標識 警戒							
			44	道路標識 規制							
			46	信号灯	ポールの位置と			信号機の向き			
			47	信号灯（専用ポールのないもの）	信号機の位置と			向き			方向
			51	交通量観測所							点
			52	スノーポール	位置の点情報を取得						
			53	カーブミラー							
			55	距離標（km）							
	56	距離標（m）									
	61	電話ボックス	位置の点情報又は外周線								
	62	郵便ポスト	位置の点情報を取得					点			
	63	火災報知器	取得								
	鉄道	23	01	普通鉄道	線路の座標を取得					線	
			02	地下鉄地上部							
			03	路面電車							
			04	モノレール	中心線を取得						
			05	特殊鉄道							
			06	索道							
			09	建設中の鉄道							外周を取得
			11	トンネル	普通鉄道	線路の座標を取得			中心線を取得		
			12		地下鉄地下部						
			13		路面電車						
			14		モノレール						
	15	特殊鉄道									
	鉄道施設	24	01	鉄道橋（高架部）	縁線を取得					線又は方向	
			11	跨線橋	外周を取得						
			12	地下通路	地下通路縁線を取得						
19			鉄道のトンネル	坑口部分の外周を取得 上端線は低い方を右に、下端線は高い方を右にデータを取得 極小は、中央位置の点と方向を取得							
21			停留所	位置の点情報を取得					点		
24			プラットホーム	外周を取得（始終点座標一致）					線		
25			プラットホーム上屋								
26			モノレール橋脚								
28	鉄道の雪覆い等										
建物等	30	01	普通建物	外周を取得（始終点座標一致）					線		
		02	堅ろう建物								
		03	普通無壁舎								
		04	堅ろう無壁舎								

大分類	分類	分類コード	名称	データ取得基準					タイプ	
				地図情報レベル						
				500	1000	2500	5000	10000		
建物	付属物	34	01 門	門柱の外周を取得（始終点座標一致）					線	
			02 屋 門	建物の中の道路縁線を取得						
			03 たたき	外周を取得（始終点座標一致）						
			04 プール	水部との境を取得（始終点座標一致）						
	建 物	記	35	03 官 公 署	記号の表示位置の点情報を取得（ただし、平面図形は記号の中心、側面図形は記号の下中央部）					点
				04 裁 判 所						
				05 検 察 庁						
				07 税 務 署						
				08 税 関						
				09 郵 便 局						
				10 営 林 署						
				11 測 候 所						
				12 工 事 事 務 所						
				13 出 張 所						
				15 交 番						
				16 消 防 署						
				17 職 業 安 定 所						
				18 土 木 事 務 所						
				19 役 場 支 所 及 び 出 張 所						
				21 神 社						
				22 寺 院						
				23 キ リ ス ト 教 会						
				24 学 校						
				25 幼 稚 園 ・ 保 育 園						
				26 公 会 堂 ・ 公 民 館						
				27 博 物 館						
				28 図 書 館						
				29 美 術 館						
				31 保 健 所						
				32 病 院						
				34 銀 行						
				36 協 同 組 合						
				39 デ パ ー ト						
				45 倉 庫						
				46 火 薬 庫						
				48 工 場						
				49 発 電 所						
				50 変 電 所						
				52 浄 水 場						
				55 揚 水 機 場						
	56 揚 ・ 排 水 機 場									
	57 排 水 機 場									
	58 公 衆 便 所									
	60 ガ リ ソ ン タ ン ド									
	小 物 体	公 共 施 設	41	01 マンホール(未分類)	マンホールは、蓋の外周の線情報とし、極小の場合は点位置情報を取得 有線柱は、柱の位置と架線の方向を取得					線又は点と方向
				11 マンホール(共同溝)						
				19 有 線 柱						
				21 マンホール(ガス)						

大分類	分類	分類コード	名称	データ取得基準 地図情報レベル					タイプ プラ	
				500	1000	2500	5000	10000		
物 体	公共施設	41	31 マンホール(電話)	電話柱及び電力柱は柱の位置と架線の方向を取得	点と方向					
			32 電話柱							
			41 マンホール(電気)							
			42 電力柱							
			51 マンホール(下水)			マンホールは、蓋の外周の線情報とし、極小の場合は点位置情報を取得	線又は点			
			61 マンホール(水道)							
	その他	42	01 墓碑	台座があるものは、台座の外周を取得(始終点座標一致)	線又は点					
			02 記念碑							
			03 立像							
			04 路傍祠							
			05 灯ろう							
			06 狛犬							
		07 鳥居	脚は外周を取得(始終点座標一致) 横線は、射影の中心線を取得 極小は、中央位置の点と方向を取得	線又は方向						
		11 官民境界杭	位置の点情報と向きを取得	点						
		15 消火栓	位置の点情報を取得	点						
		16 消火栓立型								
		17 地下換気口	外周を取得(始終点座標一致)	線						
		19 坑口	坑口部分の外周を取得 上端線は低い方を右に、下端線は高い方を右にデータを取得 極小は、中央位置の点と方向を取得	線又は方向						
		21 独立樹(広葉樹)	記号の表示位置の点情報を取得	点						
		22 独立樹(針葉樹)								
		23 噴水	構造物の外周を線情報で取得(始終点座標一致) 極小は、記号の表示位置の点情報を取得	線又は点						
		24 井戸								
		25 油井・ガス井								
		26 貯水槽								
		27 肥料槽								
	28 起重機									
	31 タンク	形状に応じて円・線で表示 円の場合は、円周上の3点を取得 極小は、中央位置を点で取得	円線又は点							
	32 給水塔	基部の外周(始終点座標一致)を線情報で、 記号表示位置を点情報で取得 極小は、中央位置を点情報で取得	線点又は点							
	33 火の見									
	34 煙突									
	35 高塔									
	36 電波塔									
	37 照明灯	記号表示位置を点で取得	点							
	38 防犯灯	基部の外周(始終点座標一致)を線情報で、 記号表示位置を点情報で取得 極小は、中央位置を点情報で取得	線又は点							
	41 灯台									
	42 航空灯台									
	43 灯標									
	45 ヘリポート	標識線の外周を取得(始終点座標一致) 極小は、中央位置を点情報で取得	円点							

大分類	分類	分類コード	名称	データ取得基準					タイプ	
				地図情報レベル						
				500	1000	2500	5000	10000		
小物体	その他の小物体	42	51	水位観測所	基部の外周(始終点座標一致)を線情報で、 記号表示位置を点情報で取得 極小は、中央位置を点情報で取得					線 又は 点
			52	流量観測所						
			53	雨量観測所						
			54	水質観測所						
			55	波浪観測所						
			56	風向・風速観測所						
		61	輸送管(地上)	外周を取得(始終点座標一致)					線	
		62	輸送管(空間)							
		65	送電線	中心線を取得(鉄塔間で区切らず連続データとする。)						
水部	水部	51	01	河川	界線を取得	界線を取得(用水路、海岸線、湖池を含む)				線
			02	細流	中心線を取得					
			03	かれ川	範囲を示す縁線を取得					
			04	用水路	界線を取得	5101で取得				+点
			05	湖池	界線と記号表示					
			06	海岸線	位置を取得					
			07	水路地下部	地下水路縁線を取得					線
	11	低位水がい線(干潟線)	界線を取得							
	水部に 関する 構造物	52	02	栈橋(鉄・コンクリート)	海側を右に外周を取得					線
			03	栈橋(木製)	外周を取得					
			04	栈橋(浮き)	外周と記号表示位置を取得					線点
			11	防波堤	(大)は、上端線は低い方を右に、下端線は高い方を右にデータを取得					線
			12	護岸被覆	(小)は、頂部のみの線を上端線として取得					
			13	護岸杭	外周を取得					
14			護岸捨石							
19	坑口トンネル	坑口部分の外周を取得 上端線は低い方を右に、下端線は高い方を右にデータを取得 極小は、中央位置の点と方向を取得					線 方向			
21	渡船発着所	表示位置の点と方向を取得					方向			
22	船揚場	外周(始終点座標一致)と記号表示位置を取得					線 +点			
26	滝	幅のある場合は、上端線は低い方を右に、 下端線は高い方を右にデータを取得 極小は、中央位置の点と方向を取得					線 又は 方向			
27	せき	非越流部は、外周を取得 越流部は、中心線を取得 極小は、中央位置の点情報と方向を取得					線 又は 方向			
28	水門	両側の構造物は、外周を取得(始終点座標一致) 仕切り部は、幅のある場合は両側を、幅のない場合は中心線を取得 極小は、中央位置の点と方向を取得					線 又は 方向			

大分類	分類	分類コード	名称	データ取得基準 地図情報レベル					タイプ				
				500	1000	2500	5000	10000					
水部等	水部に関する構造物	52	31	不透水制	(大)は、上端線は低い方を右に、下端線は高い方を右にデータを取得 (小)は、頂部のみの線を上端線として取得					線			
			32	透過水制	外周を取得(始終点座標一致)								
			33	水性水面下									
			35	根固									
			36	床固 陸部									
			37	床固 水面下									
			38	蛇 籠									
			39	敷石斜坂									
			41	流水方向						表示位置の点と方向を取得			
			55	距離標	表示位置の点情報を取得					点			
			56	量水標									
土地利等	法面構	61	01	人工斜面	上端線と下端線を取得 上端線は低い方を右に、下端線は高い方を右に取得					線			
			02	土 堤	頂部の中心線を取得								
			10	被 覆	(6111, 6112, 6113)で取得	(大)は、上端線と下端線を取得 上端線は、低い方を右に、 下端線は、高い方を右に データを取得 被覆(小)は、頂部のみの 線を上端線として取得							
			11	コンクリート被覆	(大)は、上、下 端線を取得 上端線は、低い 方を右に、下端 線は、高い方を 右にデータ取得 (小)は、頂部の みの線を上端線 として取得			(6110)で取得					
			12	ブロック被覆	(6110)で取得								
			13	石積被覆							(6110)で取得		
			21	法面保護(網)									
			22	法面保護(モルタル)	外周を取得 (始終点座標一 致)								
			23	法面保護 (コンクリート樹)				(6101)で取得					
			30	さ く(未分類)	中心線を取得								
			31	落石防止柵									
			32	防 護 柵									
			33	遮 光 柵									
			34	鉄 柵									
			36	生 垣									
37	土 囲												
40	へ い(未分類)	内側を右にみて中心線を取得											
41	堅ろうへい	6141、6142を用 いる場合は、61			(6140)で取得								
42	簡易へい	40を用いない。											

大分類	分類	分類コード	名称	データ取得基準 地図情報レベル					タイプ プラ	
				500	1000	2500	5000	10000		
土地	諸地	62	01	区域界	界線を取得					線
			11	空地	記号表示位置を点情報で取得					点
			12	駐車場						
			13	花壇						
			14	園庭						
	15		墓地	外周線と記号代表点を取得 作図データでは、区域線と墓碑で取得しても良い。					線点	
	場地		16	材料置場	記号表示位置を点情報で取得					点
			21	噴火口・噴気口						
			22	温泉・鉱泉						
			23	陵墓						
			24	古墳						
			25	城・城跡						
			26	史跡・名勝・天然記念物						
			31	採石場						
	利用		植	01	植生界	中心線を取得				
02		耕地界								
03		仮地被界								
等		生	11	田	記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得					点
			12	はす田						
			13	畑						
			14	さとうきび畑						
			15	パイナップル畑						
			16	わさび畑						
			17	桑畑						
			18	茶畑						
			19	果樹園						
			21	その他の樹木畑						
			22	牧草地						
			23	芝地						
31	広葉樹林									
32	針葉樹林									
33	竹林									
34	荒地									
35	はい松地									
36	しの地(笹地)									
37	やし科樹林									
38	湿地									
40	砂れき地(未分類)									
41	砂地									
42	れき地									
45	干潟									

仮地被界……未耕地間において植生界等の取得が必要な場合に使用する

大分類	分類	分類コード	名称	データ取得基準					タイプ
				地図情報レベル					
				500	1000	2500	5000	10000	
地	等高線	71	01 等高線(計曲線)	等値線を取得(標高地は属性値)					線
			02 等高線(主曲線)						
			03 等高線(補助曲線)						
			04 等高線(特殊補助曲線)						
		05 凹地(計曲線)	高い方を左にみるように等値線を取得(標高地は属性値)						
		06 凹地(主曲線)							
		07 凹地(補助曲線)							
		08 凹地(特殊補助曲線)							
	変形地	72	01 土がけ(崩土)	上端線と下端線を取得 上端線は低い方を右に、下端線は高い方を右に取得					方向・点
			02 雨裂	(大)は、高い方を右にみて取得 (小)は、高い方から低い方に向かって中心線を取得					
			05 急斜面	上端線と下端線を取得 上端線は低い方を右に、下端線は高い方を右に取得					
		06 洞口	記号表示位置の点と向きを示す方向を取得					線	
		11 岩がけ	上端線と下端線を取得 上端線は低い方を右に、下端線は高い方を右に取得						
		12 露岩	高度の高い方を右にみる形で界線を取得						
		13 散岩	高度の高い方を右にみる形で界線を取得 極小は、記号表示位置の点を取得						
	14 さんご礁	高度の高い方を右にみる形で界線を取得					点線		
	基準点	73	01 三角点	基準点記号又は指示点表示位置を取得 (原則として、標高値は属性値として持ち、電子基準点の標高数値は、電子基準点付属標の標高とする。:cm)					点
			02 水準点						
			03 多角点等						
			04 公共基準点(三角点)						
			05 公共基準点(水準点)						
06 公共基準点(多角点等)									
07 その他の基準点									
08 電子基準点									
09 公共電子基準点									
11 標石を有しない標高点									
12 図化機測定による標高点									
等値地形モデル			75						
	11 ランダムポイント						点		
	21 ブレークライン	変形地、人工物等による地形の不連続部等の主な場所について、線状に標高測定を行う。					線		

大分類	分類	分類コード	名称	データ取得基準 地図情報レベル					タデ イ プ タ
				500	1000	2500	5000	10000	
注記	81	10 ↓ 98	全ての注記	横列表示の場合は、文字列の第一文字の左下の位置を、縦列表示の場合は、文字列の第一文字の左上位置を取得					注記
	81	99	指示点						点

注記の分類コードは、大縮尺地形図図式の分類コードを用いる。

デジタルマッピング データファイル仕様

デジタルマッピングデータファイル仕様

(1) インデックスレコード
(a)

レ コ ー ド タ イ プ	座 標 系	計 画 機 関 名	図 郭 数	図 郭 識 別 番 号 レ コ ー ド 数	使 用 分 類 コ ー ド 数	間 断 処 理 フ ラ グ	西 暦 年 号	使用した作業規程		空 き 領 域
								作 業 規 程 名		
A2	I2	N15	13	12	I4	I1I1	I4	N15		5X

- レコードタイプ……………「I△」に固定（△はスペースを示す。以下同じ。）
- 座標系……………平面直角座標系の系番号
- 計画機関名……………デジタルマッピングを計画した機関名（漢字15文字以内）
- 図郭数……………地域内に含まれる情報区画数
- 図郭識別番号レコード数…図郭識別番号レコードの数
- 使用分類コード数……………当該データで使用している分類コード数（対応テーブルのレコード数）
- 転位処理フラグ……………当該データファイルで、転位処理を行っているか否か
0：転位処理を行っていない
1：転位処理を行っている
- 間断処理フラグ……………当該データファイルで、間断処理を行っているか否か
0：間断処理を行っていない
1：間断処理を行っている
- 使用した作業規程……………当該データファイルのフォーマットが定められた作業規程の名称
- 西暦年号……………作業規程が施行された西暦年 例. 1996
- 作業規程名……………使用した作業規程名（漢字15文字以内） 例. 建設省公共測量作業規程

(b)

図郭識別番号 (1)	図郭識別番号 (2)	図郭識別番号 (3)	図郭識別番号 (4)	図郭識別番号 (5)	図郭識別番号 (6)	図郭識別番号 (7)	図郭識別番号 (8)	図郭識別番号 (9)	図郭識別番号 (10)	空き領域
A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	4X

図郭識別番号……地域内に含まれる全図郭番号(図郭識別番号レコード数分繰り返す)

(c)

使用分類コード	標準の分類コード		使用データタイプフラグ						座標次元区分	内容記述
	レイヤ	項目	面線	円弧	円点	注記	属性	方向規定		
I4	I4		9	1	1			1	1	A65

使用分類コード……当該データファイルで使用している分類コード

標準の分類コード……使用している取得分類コードに対応する標準の取得分類コード(デジタルマッピング取得分類基準表)

レイヤ……取得分類基準の分類コード上位2桁

項目……取得分類基準の分類コード下位2桁

使用データタイプフラグ……当該取得分類で各データタイプを使用しているか否かを示すフラグ

0: 使用していない

1: 使用している

方向規定区分……当該取得分類の座標列の方向性をどのように規定しているかを示すフラグ

0: 方向性は本規程に準拠

1: 別途定めて使用している

座標次元区分……当該座標取得分類の座標値の次元を示すフラグ

0: 特に定めない

2: 二次元(X, Y)

3: 三次元(X, Y, Z)

内容記述……特別に定めた取得分類を使用した場合、その仕様等の概要を記述

※(b)(c)は各々、(a)の図郭識別番号レコード数及び取得分類数だけ繰り返される。

(2) 図郭レコード

(a)

レコードタイプ	図郭識別番号	図郭名称	地図情報レベル	タイトル名	修正回数	空き領域
A2	A8	N10	I5	N15	I2	17X

レコードタイプ……「M△」に固定
 図郭識別番号……当該図郭の番号
 図郭名称……当該図郭の図郭名称（漢字10文字以内）
 地図情報レベル……第4編第1章第260条運用基準に従う
 タイトル名……当該図郭のタイトル名
 修正回数……図郭の修正作業を行った回数、新規作成時は修正回数0（ゼロ）

(b)

図郭座標(1)				空き領域	要素数	レコード数	座標値の単位	図郭座標(2)				空き領域
左下図郭座標		右上図郭座標						左上図郭座標		右下図郭座標		
(m) X	(m) Y	(m) X	(m) Y					(m) X	(m) Y	(m) X	(m) Y	
I7	I7	I7	I7	I3	I6	I7	I3	I7	I7	I7	I7	9X

図郭座標(1)……図郭の左下隅及び右上隅の、X、Y座標で、単位はメートル
 要素数……当該図郭に含まれる全要素数
 レコード数……当該図郭ファイルの全レコード数
 座標値の単位……座標データの単位、mm単位の数値で記述する。
 地図情報レベル 500及び1000では「1」……使用している座標値が「mm」単位であることを示す
 地図情報レベル2500及び5000では「10」……使用している座標値が「cm」単位であることを示す
 地図情報レベル 10000では「999」……使用している座標値が「m」単位であることを示す
 図郭座標(2)……地形図数値化の場合のみ適用
 図郭の左上隅及び右下隅の、X、Y座標で、単位はメートル

(c)

隣接図郭識別番号								空き領域
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	A8	20X

隣接図郭識別番号…当該図郭の周りの図郭番号で、左上の図郭から右回り（全部で8枚）、存在しない図郭はスペース

1	2	3
8		4
7	6	5

(d)

作成年月	現地調査年月	撮影コース数	レコード数	入力機器名	公共測量承認番号	測地成果識別コード	図郭識別コード	変換手法識別コード	空き領域
I4	I4	I1I1		N15	N15	I1I1I1			11X

作成年月……………位置データを作成した年月、西暦の下2桁及び月で表現

現地調査年月……………現地調査を行った年月、西暦の下2桁及び月で表現

撮影コース数……………当該図郭に関する写真のコースの数

レコード数……………撮影コースレコード (f) の数

入力機器名……………位置データを入力した機器名

公共測量承認番号…承認番号 (漢字15文字以内)

測地成果識別コード…日本測地系で作成 : Δ

世界測地系で作成 : 1

日本測地系から世界測地系へ変換 : 2

図郭識別コード……………図郭が切り直された場合 : 1

それ以外 : 0

変換手法識別コード…図郭代表点を座標変換 : 1

図郭四隅を座標変換 : 2

全座標データを座標変換 : 3

上記以外の座標変換 : 9

※日本測地系とは、測量法 (昭和24年) に定められた測量の基準、世界測地系とは、改正測量法 (平成14年1月施行) で定められた測量の基準

(e)

作業機関名	左下図郭座標		右上図郭座標		左下図郭座標		右下図郭座標		空き領域
	X (cm . mm)	Y (cm . mm)	X (cm . mm)	Y (cm . mm)	X (cm . mm)	Y (cm . mm)	X (cm . mm)	Y (cm . mm)	
N20	I4	I4	I4	I4	I4	I4	I4	I4	12X

世界測地系に変換した座標のメートル未満の端数を記述する。
 作業機関名 数値地図作成作業を実施した機関名（漢字20文字以内）
 左下図郭座標：左下図郭座標のメートル未満の端数数値を記述する。
 右上図郭座標：右上図郭座標のメートル未満の端数数値を記述する。
 左上図郭座標：左上図郭座標のメートル未満の端数数値を記述する。
 右下図郭座標：右下図郭座標のメートル未満の端数数値を記述する。

地図情報レベル500及び1000では「mm」単位、地図情報レベル2500以下では「cm」単位

(f)

撮影		写真		写真番号		撮影		写真		写真番号		撮影		写真		写真番号		空き領域
コース番号	年月	縮尺	枚数	始点	終点	コース番号	年月	縮尺	枚数	始点	終点	コース番号	年月	縮尺	枚数	始点	終点	
A4	I4	I5	I1	I4	I4	A4	I4	I5	I1	I4	I4	A4	I4	I5	I1	I4	I4	18X

撮影コース番号……当該図郭に関する写真の撮影コース番号
 撮影年月……当該図郭に関する写真の撮影年月、西暦の下2桁及び月で表現
 写真縮尺……当該図郭に関する写真の縮尺の分母数
 写真枚数……当該図郭に関する写真の当該コース番号についての枚数
 写真番号……当該図郭に関する写真の始点及び終点番号

※ (d) (e) (f) は新規作成時に1回、その後は
(d)(e)(f) (d)(e)(f) (d)(e)(f) ……
 新規 修正1回目 修正2回目
 のように、修正が行われる度に追加される。

(3) グループヘッダレコード (レイヤヘッダレコード及び要素グループヘッダレコード)

レ コ ー ド タ イ プ	地図分類コード		要素 識別 番号	階 層 レ ベル	要 素 数											取 得 年 月	空 き 領 域	数 値 化 区 分	空 き 領 域
	分 類 コ ー ド	空 き 領 域			総 数	グ ル ー プ	面	線	円	円 弧	点	方 向	注 記	属 性	グ リ ッ ド				
A2	I4	I6	I4	I2	I5	I5	I5	I5	I5	I5	I5	I5	I5	I5	I1	I4	I8	I2	X
		10			20		30		40		50		60		70		80		

レコードタイプ……「H△」に固定

地図分類コード……数値地形図の情報体系コード

分類コード……取得分類基準表に基づく分類コード

要素識別番号……個々の要素を識別するためのもので、一図郭内の分類コード別に、1から開始した6桁の一連番号（通常グループヘッダレコードでは0）

階層レベル……当該レコードの階層上の位置（通常レイヤヘッダレコードでは1、要素グループヘッダレコードでは2）

要素数 ……1レベル下に存在するデータタイプ別の要素数及びグループ数、総数

取得年月……当該グループに属する要素を取得した年月、西暦の下2桁及びび月で表現

数値化区分……当該グループが主にどのような手法によって数値化されたかを示す区分（精度区分の上位桁）

(4) 要素レコード

レコードタイプ	地図分類コード		要素識別番号	階層レベル	図形区分	実データ区分	精度区分	注記区分	転位区分	間断区分	データ数	レコード数	代表点の座標値		属性数値	属性区分	属性データの書式	取得年月	空き領域	要素識別番号反復回数
	分類コード	空き領域											X	Y						
	レイアウト																			
A2	I4	I6	I4	I2	I2	I1	I2	I1	I2	I1	14	I4	I7	I7	I7	I2	A7	I4	19X	I1
		10			20						30		40		50		60	70	80	

レコードタイプ……データタイプによって区分される
 地図分類コード……数値地形図の情報体系コード
 分類コード……取得分類基準表に基づく分類コード
 要素識別番号……(3)グループヘッダレコードを参照
 階層レベル……当該レコードの階層上の位置
 図形区分……図面出力上必要な区分レコード
 実データ区分……直後に来る実データレコードの区分
 精度区分……要素ごとのデータの精度
 注記区分……漢字か英数文字かの区分
 転位区分……転位処理フラグが1のとき、図面出力において適用される区分
 0：転位されない。
 n：データの方向に対して右側に転位する。(1 ≤ n ≤ 9)
 -n：データの方向に対して左側に転位する。(1 ≤ n ≤ 9)
 取得分類コードに応じて優先順位の高いものから1, 2, …, nと記述
 間断区分……間断処理フラグが1のとき、図面出力において適用される区分
 取得分類コードに応じて優先順位の高いものから1, 2, …, nと記述
 データ数……データタイプによって記述が異なる
 E 1～E 6：座標数 E 7：漢字数又は文字数 E 8：属性数
 レコード数……当該要素が持つ実データレコード数
 E 5：データ数が0のとき、その点の座標値
 E 7：始点座標(最初の文字の左下座標)
 属性データの書式……属性レコードを持つ場合の、そのレコードに記述されている内容の書式
 要素識別番号反復回数……要素識別番号が4桁を超える場合に用いる(1～9,999が1,
 10,000～19,999が2, 20,000～29,999が3, ……。
 通常は10,000を超えないために1となる。)

レコードタイプ

データタイプ	レコードタイプ
面	E 1
線	E 2
円	E 3
円 弧	E 4
点	E 5
方 向	E 6
注 記	E 7
属 性	E 8

実データ区分

コード	内 容
0	実データなし
2	二次元座標レコード
3	三次元座標レコード
4	注記レコード
5	属性レコード

注記区分

コード	内 容
1	漢字
2	英数カナ文字

精 度 区 分

コード	上 位 桁	下 位 桁
	数 値 化 区 分	地図情報レベル区分
1	基準点測量成果を用いる方法	1 ~ 50
2	TSを用いた数値実測	~ 100
3	数値図化法・他のDMデータの利用	~ 250
4	既成図数値化（無伸縮図面を使用）*	~ 500
5	既成図数値化（伸縮図面を使用）*	~ 1000
6		~ 2500
7		~ 5000
8		~ 10000
9	その他	その他

*印は平板測量成果を含む

図 形 区 分

コード	内 容	対象となる取得分類項目
0	非 区 分	下記に該当しない全データ
1 1 1 2	射影部の上端 射影部の下端	石段等の両端部、崩土、壁岩、滝、人工斜面、被覆等の射影をもつもの
2 1 2 2	高 欄 橋 脚	道路橋
3 1 3 2 3 3 3 4 3 5	中 庭 線 棟 割 線 階 層 線 外 付 階 段 ポーチ・ひさし	建物
4 1 4 2	構 造 物 外 周 橋 脚	道路
9 9	表現補助データ	横断歩道橋・石段等の階段部

間 断 区 分

コード	内 容
0	間断しない
1 ~ 9	間断する(数値は優先順位)

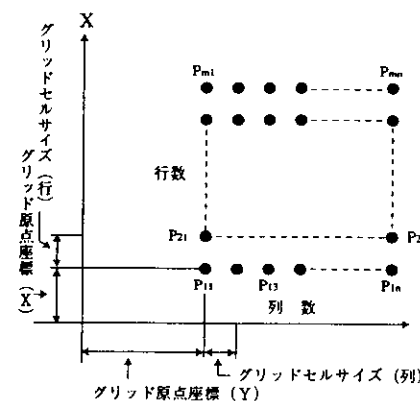
転 位 区 分

コ ー ド	内 容
0	転位しない
1 ~ 9	座標列の方向に対して右側に転位する
- 1 ~ - 9	座標列の方向に対して左側に転位する

(5) グリッドヘッダレコード

レコードタイプ	地図分類コード		要素識別番号	階層レベル	行数	列数	レコード数	グリッドセルサイズ		グリッド原点座標値		取得年月	空き領域
	分類コード	空き領域						行	列	X	Y		
A2	I4	I6	I4	I2	I4	I4	I4	I7	I7	I7	I7	I4	22X

- レコードタイプ……「G△」に固定
- 地図分類コード……要素グループヘッダレコードを参照
- 分類コード……要素グループヘッダレコードを参照
- 要素識別番号……要素グループヘッダレコードを参照
- 階層レベル……当該レコードの階層上の位置（通常2又は3）
- 行数……グリッドデータの横（X）方向の並びの数
- 列数……グリッドデータの縦（Y）方向の並びの数
- レコード数……当該グリッドデータの実データレコード数
- グリッドセルサイズ……グリッドデータの格子点間距離
- グリッド原点座標値……グリッドデータの原点
- 取得年月……当該グリッドデータを取得した年月、西暦の下2桁及び月で表現



(6) 三次元座標レコード

座 標 値			座 標 値			座 標 値			座 標 値		
X	Y	Z	X	Y	Z	X	Y	Z	X	Y	Z
I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7

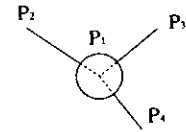
10 20 30 40 50 60 70 80

(7) 二次元座標レコード

座 標 値		座 標 値		座 標 値		座 標 値		座 標 値		座 標 値	
X	Y	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y
I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7

10 20 30 40 50 60 70 80

- 座標値 …………… 図郭原点（左下隅）からの測地座標で、要素レコードにあるデータ数と同じ座標数を持つ
 線・面 …………… 線上の経過点の座標値
 点 …………… 1点の座標値
 円 …………… 円周上の3点の座標値
 円弧 …………… 円弧上の3点の座標値で、円弧の始点、円弧上の任意の点、円弧の終点の順に持つ
 方向 …………… ある点に対する方向を示す場合（例えば電柱）に用いるもので、2つの座標値を組として方向を示す。
 最初の座標値がその中心を、次の座標値がその方向を表し、1レコードには、2組の方向データを持つ。
 右の例での方向データは、 P_1P_2 、 P_1P_3 、 P_1P_4 の3組となる（2レコードが必要）



※ (6) において直前の要素レコードのデータ数が5以上の場合は、複数レコード連続する。
 ※ (7) において直前の要素レコードのデータ数が7以上の場合は、複数レコード連続する。

(8) 注記レコード

縦横区分	文字列の方向	字大 (0.1mm)	字隔 (0.1mm)	線号	注 記 デ ー タ
11	17	15	15	12	A64 or N32

縦横区分……文字列の並びが縦か横かの区分

0 : 横書き : 公共測量

1 : 縦書き : 建築図

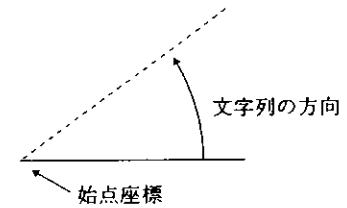
文字列の方向……注記の表示方向を示す角度。単位は度 (-180° ~ 180°) とする。

字 大 ……字の大きさ 単位は10分の1ミリメートル

字 隔 ……字の間隔 単位は10分の1ミリメートル

線 号 ……字の太さ 線号の号数を記述する

注記データ……漢字又は文字データ (JIS第1及び第2水準以外は建設省電算漢字コード)



※ 要素レコードのデータ数が、漢字の場合33以上、英数字の場合65以上の場合は、注記レコードが、複数連続する。

(9) 属性レコード


属 性 デ ー タ					
(書 式 は 書 式 デ ー タ に 従 う)					

属性データ……ユーザが利用する属性データ、書式は要素レコードに記述された「属性データの書式」による。

※ 要素レコードのデータ数が2以上の場合、複数レコード連続する。

(10) グリッドレコード

数値(1)	数値(2)	数値(3)	数値(4)	数値(5)	数値(6)	数値(7)	数値(8)	数値(9)	数値(10)	数値(11)	数値(12)
I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7	I7



数 値 ……………各格子点の数値、数値地形モデル法 (DTM法) による標高データを記述する場合は、Z座標値 (mm単位) が入る。

※ 全グリッドポイントを記述するまで連続する、データは原点 (左下) から右上へ、連続して記述する。

デジタルマッピング データファイル説明書

デジタルマッピングデータファイル説明書

作業地域表

- 作業地域表は、一作業につき一表を作成する。
- 図郭割標定図は、別途作成する。
- 特記事項に関しては、仕様等の特記すべき事項を記述する。

データ管理表

- データ管理表は、一作業につき一表を作成する。

データ更新記録表

- デジタルマッピングデータファイルの更新（修正測量）を行った場合に、その履歴を記録する。

磁気テープ記録票

- デジタルマッピングデータファイルを磁気テープ等に記録した場合に、その記録媒体に貼付する。

ユーザー領域説明書

- 各レコードの空き領域を使用した場合には、その使用したカラム、書式とともに、その内容を記述する。

データ項目別オプションリスト

- デジタルマッピング取得分類基準表以外の分類を使用した場合、本作業規程で規定されていない、又はオプションとして規定されている方法で作成したデータ項目について、そのオプションの内容を記述する。
また、属性データを付加した場合は、その属性データの内容についても記述する。
- 注記表示情報とは、字大・字隔・線号を示す。
- オプションリストに関する付属書類は、必要に応じて作成する。

データ更新記録表

修正測量回数	修正測量年月日	修正測量内容

磁気テープ記録票

ボリューム番号	
地 域 名	
文字コード	JIS
ラ ベ ル	なし
ブロック長	4200バイト (ブロッキング係数50)
レコード長	84バイト
記録密度	1600 BPI・6250 BPI
ファイル形態	マルチファイル
ファイル数	

ユーザー領域説明書

レコード名称			内 容
レコード			
開始カラム	終了カラム	書式	
レコード			
開始カラム	終了カラム	書式	
レコード			
開始カラム	終了カラム	書式	
レコード			
開始カラム	終了カラム	書式	
レコード			
開始カラム	終了カラム	書式	

データ項目別オプションリスト

オプション 項目 表現分類 (名称)	使用 している 表現分類	本 規程の 表現の 表現分類	* 図形区分	転 位区分	間 断区分	* グルーピング	* 方向性	* 属性データ	* 注記表示情報	摘 要

* 当該オプションを採用した場合は、○印を付す。

属性区分表

属性区分	属性データ書式	属性内容	対象取得分類